

令和7年第1回睦沢町議会定例会会議録

令和7年3月3日（月）午前9時開会

出席議員（12名）

1番	田 中 リ エ	2番	三 橋 優 一
3番	松 島 和 子	4番	島 貫 孝
5番	小 川 清 隆	6番	久 我 眞 澄
7番	伊 原 邦 雄	8番	田 邊 明 佳
9番	中 村 勇	10番	市 原 重 光
11番	米 倉 英 希	12番	麻 生 安 夫

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	田 中 憲 一	総 務 課 長	鈴 木 政 信
企 画 財 政 課 長	石 井 威 夫	税 務 住 民 課 長	秋 葉 秀 俊
福 祉 課 長	秦 悦 子	健 康 保 険 課 長	小 高 俊 一
産 業 建 設 課 長	大 塚 晃 司	会 計 管 理 者	中 村 優
総 務 課 主 査 兼 庶 務 秘 書 班 長	森 川 綾 子	企 画 財 政 課 主 査 兼 財 政 班 長	伊 丹 徳 重
教 育 課 長	鵜 澤 智	教 育 課 長	宮 崎 則 彰
教 育 課 主 幹 （ 指 導 主 事 ）	藤 田 英 和	睦 沢 町 農 業 委 員 会 事 務 局 長	御 園 生 憲 利
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	鈴 木 政 信		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 村 年 孝	書 記	山 本 祥
---------	---------	-----	-------

議 事 日 程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 陳情第 1 号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める
陳情書
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 6 議案第 6 号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第 7 発議案第 1 号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 8 議案第 11 号 令和 6 年度睦沢町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 9 議案第 12 号 令和 6 年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 13 号 令和 6 年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 14 号 令和 6 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 15 号 令和 6 年度睦沢町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
(提案説明、質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 16 号 令和 7 年度睦沢町一般会計予算
- 日程第 14 議案第 17 号 令和 7 年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 15 議案第 18 号 令和 7 年度睦沢町介護保険特別会計予算
- 日程第 16 議案第 19 号 令和 7 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 17 議案第 20 号 令和 7 年度睦沢町下水道事業会計予算
(議案第 16 号から議案第 20 号まで一括議題、提案説明まで)

◎開会及び開議の宣告

○議長（麻生安夫君） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和7年第1回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（麻生安夫君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、令和6年10月分から12月分の報告がありました。いずれもお手元の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（麻生安夫君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る2月14日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。

内容について、田邊委員長から報告があります。

田邊明佳委員長。

○議会運営委員長（田邊明佳君） 議会運営委員会からご報告いたします。

去る2月14日、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、令和7年第1回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、5名の議員から一般質問の通告がされております。

議案等については、新年度予算、補正予算のほか、条例の一部改正、人事案件などの議案29件、発議案3件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表によりご説明を申し上げます。

まず、本日の予定であります、日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。会期でございますが、協議の結果、本日から10日までの8日間といたしました。

日程第3といたしまして、陳情1件の審議をお願いいたします。陳情につきましては、委員会付託を省略し、本会議で決することといたしました。

日程第4といたしまして、一般質問を行います。

次に、日程第5から日程第12まで審議していただく案件ですが、日程第5及び日程第6の条例改正は関連がございますので、2議案を一括議題とし、日程第7では発議案を、日程第8から日程第12では、令和6年度の各会計補正予算についての審議をお願いいたします。

そして、日程第13から日程第17では、令和7年度の一般会計予算外3特別会計及び下水道事業会計予算を一括議題として、提案理由説明までを予定いたしました。

本日の予定は以上であります。

次に、4日の予定についてご説明いたします。

日程第1から日程第5といたしまして、令和7年度の各会計予算に関する総括質疑を行います。その後、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、令和7年度の各会計予算に係る審査を委員会に付託することにいたします。

続いて、日程第6から日程第13までを一括議題とし、条例の一部改正など8件の提案理由説明まで予定いたしました。

以上が4日の予定であります。

5日から7日までの3日間は予算審査特別委員会開催のため、8日から9日は休日のため、休会といたします。

次に、最終日10日の予定について申し上げます。

日程第1から日程第5といたしまして、令和7年度各会計予算の審査に関する委員長報告、討論、採決を行います。

その後、日程第6から日程第13まで、議案第1号から議案第5号、議案第8号から議案第10号についての質疑、討論、採決を行います。

続いて、日程第14から日程第22までは、人事案件について同意を求めるものですが、質疑と討論を省略し、直ちに採決するようお願いいたします。

最後に、日程第23、日程第24といたしまして、発議案2件の審議をお願いいたします。

なお、採決の方法はいずれも起立によりお願いいたします。

以上、今期定例会の日程について申し上げます。

長期間となりますが、円滑な定例会が運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆様方の格別のご理解とご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（麻生安夫君） ここで町長からご挨拶と行政報告があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

梅の花も咲き誇り、日差しも春らしくなって参りました。今週は少し天候が崩れるものの、まだまだ寒い日もありますが、春の訪れを感じられる今日この頃でございます。

年末から年明けにかけ、インフルエンザなど感染症の流行の兆しもありましたが、最近はどうやら落ち着いてきたようであります。議員の皆様も健康には十分にご留意いただき、町の発展、住民福祉向上のため、格別のご理解とご協力をいただきますよう、お願いを申し上げます。

いよいよ来月の14日から27日にかけて、国内男子ゴルフツアーとなる「前澤杯 MAEZAWA CUP」が本町のMZ GOLF CLUBで開催されます。私は、このゴルフ大会は、きっと皆様にとってウェルビーイングをもたらすものと確信をしているところでございます。

是非とも、この大会を本町の活性化の大きな原動力として、町民はもとより、行政や議会、商工会をはじめとする事業者の皆様方、さらには、こども園や小学校、中学校の児童・生徒など、睦沢町に関わる全ての皆様で応援していただき、その結果として、皆様のウェルビーイングとなることを切願するものでございます。

さて、今期定例会でご審議いただく案件は、新年度各会計予算と新規条例の制定、条例の一部改正、令和6年度各会計に係る補正予算、そして人事案件を合わせて29議案でございます。

慎重にご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管の行政報告であります。

地域の防災リーダーや防災啓発活動などをしていただく人材の育成を目的として、2月の9日、16日、23日の日曜と24日の祝日の4日間にわたり実施した令和6年度睦沢町自主防災実務者講習会（災害対策コーディネーター養成講座）には、多くの町民の方に参加をいただ

きました。

規程の講座を受講し、千葉県から災害対策コーディネーターとして修了証が交付され、新たな災害対策コーディネーターに登録された町民は20名でございます。このことから、現在は町全体で63名の方が災害対策コーディネーターとなりましたので、地域防災のリーダーとしてご活躍いただけることを熱望するとともに、感謝を申し上げるところでございます。

また、3月17日には、道の駅むつざわ つどいの郷において、防災士や災害対策コーディネーターの皆さんで組織するむつざわ防災の会のご協力をいただき、自主防災組織を対象にした瓦礫からの救助訓練などを実施いたします。一般の方の参加も出来ますので、議員の皆様におかれましても、時間の都合がございましたらご参加を願えればと思うところでございます。

次に、企画財政課所管の行政報告です。

川島グリーントウンの分譲の状況についてご報告をさせていただきます。

川島グリーントウンは、令和6年6月に敷地造成工事が完了し、周知期間を設けるとともに現地見学会の実施を経て、9月9日から全25区画のうち13区画の土地の分譲を開始いたしました。これまでに5件の申込みがあり、既に3件の契約が済んでおります。令和7年度は全ての区画の販売を予定しており、広報むつざわや町ホームページ、また新聞折り込みなどによる周知を行い、販売促進に努めて参ります。

次に、税務住民課所管の行政報告であります。

平成22年度より実施しておりました日曜日窓口一部開庁、いわゆる日曜開庁についてですが、今まで平日の日中に来庁が出来ない方などの利便性の向上のため、毎月第4日曜日の午前8時半から午後5時15分まで、税務住民課の職員3名が出勤をし、対応してきたところでございます。しかし、近年では利用者が大きく減少しており、これは、各種証明書のコンビニ交付や税のコンビニ納付、スマホ決済が普及してきたことが要因と考えられます。

また、国でも令和2年12月に閣議決定がされたデジタル・ガバメント実行計画において、自治体の行政手続のオンライン化を推進させ、デジタル社会の実現に向けた基本方針が示されたところでございます。本町においてもシステム改修などを逐次進めているところでございます。

これら行政DXの推進に加え、全国的な行政職員の離職問題などの課題解決を進めるための職員の働き方改革の一環として、日曜開庁の在り方について検討させていただいた結果、令和7年度、この4月より日曜開庁の廃止をすることといたしました。

しかしながら、住民サービスを低下させることは本意ではありませんので、引き続きコンビニ交付、コンビニ納付、郵送請求による時間外対応の周知・促進を図るとともに、新たに時間や場所に縛られることのないマイナポータルによるオンライン申請、いわゆるびったりサービスの導入や、住民のニーズによっては予約制による夜間対応の実施なども検討し、利便性の向上に努めて参りますので、どうぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、日曜開庁の廃止については、広報むつざわや町ホームページ、また、税務住民課の窓口において周知させていただいているところでございます。

最後に、令和7年度から令和11年度までの5年間の睦沢教育に関する基本となる施策を定めた睦沢町教育大綱を本日お手元に配付させていただいております。総合教育会議において協議し、作成されたものであります。町の教育振興基本計画の基になるもので、後ほどご確認をいただきたく、よろしく願いを申し上げます。

以上、私からのご挨拶と、また行政報告とさせていただきます。

本日からの議会定例会、よろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生安夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。6番、久我真澄議員、7番、伊原邦雄議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（麻生安夫君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日から10日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から10日までの8日間に決定いたしました。

◎陳情第1号の上程、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第3、陳情第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める陳情書採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題としました陳情については、議会運営委員会の決定のとおり、委員会付託を省略し、本会議で決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に求める陳情書採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

◎一般質問

○議長（麻生安夫君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、

簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承願います。

なお、発言については、1回目を一括質問、一括答弁とし、再質問以降は大項目ごとに一問一答で行います。また、質問回数については、一括質問、一括答弁の後の一問一答については、質問内容ごとに2回までとします。

また、質問並びに答弁ですが、1回目の発言は議員、執行部ともに登壇して行うこととし、2回目以降については、議員、執行部ともに自席で行ってください。

発言時間は、従来のとおり60分です。

それでは、通告に従いまして順番に発言を許します。

◇ 島 貫 孝 君

○議長（麻生安夫君） 最初に、4番、島貫 孝議員の発言を許します。

島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） それでは、通告に従って2点質問いたします。

1、放課後児童クラブについて。

放課後児童クラブにおいては、土曜日の開所を令和5年度から2年間休止していますが、体制が整い次第、再開するとのことでした。令和7年度の予定はどうか伺います。

もう1点、この2年間での人材確保、人材育成について伺います。

放課後児童クラブでは、保育士等の資格がない方でも、2年間の実務経験があれば、研修を受けて指導員の資格が得られると思いますが、この2年間で指導員の人数は増えたのか伺います。

2点目、睦沢中学校部活動地域移行について。

睦沢中学校の部活動については、現在、休日の活動において、卓球部とバレーボール部のみが地域クラブチームとして活動しています。その他の部活動、ソフトテニス、バスケット、サッカー、剣道、吹奏楽、芸術についても、今後、徐々に地域クラブチームに移行するものと認識していますが、千葉県が示す休日の地域移行のスケジュールは、令和7年度末には完全地域移行までの計画を策定するとされていますが、現在、指導者の確保や、活動費、教員の負担軽減など、課題は様々あると思いますが、町内において今後のスケジュールを伺います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 島貫 孝議員のご質問にお答えいたします。

1、放課後児童クラブについて。

①令和7年度の土曜日開所の予定はどうかについてですが、ここ2年間の間に4名の方がお辞めになり、新たに5名の方が入りましたが、その勤務体制において、週3日から4日の勤務をしていただける方が3名、週1日から週2日の勤務の方が9名という状況です。そのうち2名については曜日の指定はありませんが、ほかの10名の方については曜日の指定等があり、委託者であるふれあいスポーツクラブにおいて大変苦勞しながら、平日の勤務シフトを作成している状況です。そのようなことから、土曜日の再開のめどはまだ立っておりません。

次に、指導員は増えたかのご質問ですが、ここ2年間で支援員の資格を持つ1名の方が辞め、新たに1名の方が資格を取得し、合計で資格者は3名おりますが、うち1名が今年度末での退職を申し出ていると聞いております。そのことや先程の勤務シフトの関係から、支援員の人数については不足している状況です。また、既に勤務をされており、資格取得の要件を満たしている方については、ふれあいスポーツクラブを介して積極的なアプローチをしていただいておりますが、ご自身の都合や家庭の事情などで資格取得は進んでおりません。

なお、放課後児童クラブにおいて、令和5年度、6年度は、通年利用者においても待機児童が出てしまいましたが、令和7年度は、夏休みなどの短期利用者を除き、全て受入れが可能となりましたので、私としては、関係者のご努力により徐々に改善が図られてきているものと考えます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2、睦沢中学校部活動地域移行について、指導者の確保、活動費、教員の負担軽減など課題があるが、今後のスケジュールはについてですが、現在までの取組として、令和5年6月に睦沢町地域クラブ活動推進協議会を設立し、令和8年度からの休日部活動の地域移行に向け、現在まで5回の会議を行いました。

本年1月には、それらをまとめ、睦沢町休日部活動の地域移行に関する基本方針を定めたところです。その中では、教員の働き方改革などから、町の学校教職員は、休日の部活動を原則指導することは出来ないとし、土日における新人戦や総体などへの引率のみを可能としました。活動費については、受益者負担を原則とし、加入するクラブに準ずるとしましたが、経済的理由などから活動に参加出来ない生徒についての支援も明記しました。

これは、さきに行いました小学4年生から6年生の児童と保護者を対象にした休日部活動

の地域移行に関するアンケート結果から、アンケートに回答いただけなかった方が約4割、そしてアンケートの中で、参加させたくないや、どちらかといえば参加させたくないと回答した方が3割おり、その意見には、休日は家族と過ごしたいや、塾や習い事がある、地域クラブは自己負担があるなどの意見があり、それらを考慮したものです。

そして、指導者の確保ですが、これは一番の課題で、先行する卓球やバレーボールのように、地域の人や保護者の中にその指導が出来る方がおり、その活動に賛同し、休日を返上して講師を引き受けるなどしてくれればよいですが、なかなかそのような適任者を見つけることは難しく、現在の学校部活動の全てを地域で引き継ぐことは困難であると考えます。

そのようなことから、現時点ではっきりと言えることは、令和8年度からの休日部活動は、学校では行わないが、睦沢の生徒及び保護者、また町民の方などから、地域クラブなどをつくり活動したいとの声があるようであれば、町教育委員会としても積極的な支援を行います。

私も、部活動に真剣に取り組んできた一人として、生徒がスポーツ活動や文化・芸術活動を楽しむ、親しむ機会は大変重要であると認識しておりますので、その機会の創出に努力していきたいと考えております。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） それでは、学童について伺います。

現在、職員の方、年配の方も多い印象なんですが、希望があれば、そういう方たちでも研修を受けることは可能なんですか。具体的には、年齢制限とかはなく県の研修のほうには受けることが出来るのでしょうか。

また、希望者の全員が行けるのか、それとも町内からは何人という枠があって研修を受けることが出来るのか、その辺についても伺いたいと思います。

また、現在、来年度も開所予定はないということですが、現在、土曜保育を希望している方の人数というのは把握されているのでしょうか。伺います。

○議長（麻生安夫君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 島貫 孝議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、資格取得に関しての年齢制限についてはございません。私どもも、年齢にかかわらず取っていただけるようにお話しはしているんですが、年齢が高くなればなるほど、支援員の資格を取ることによって、責任がちょっと重くなるんじゃないかというふうに認識されている方もいらっしゃるので、その方々の少し認識を変えられるように、今、努力しているよう

なところでございます。

続いて、資格に対して何人でも受けられるのかというご質問だったと思いますが、確かに長生郡の地域で研修場所が決まっていて、受けられる人数の枠というのはある程度決まっているんですが、千葉県内各地で行われていることから、たくさんの方が資格を取得したいということであれば、場所を変えてご案内をすることは可能なので、そういった方がもしあれば、ご紹介いただいてもいいですし、私どもでもそういうところをあっせんしていきたいと思っています。

最後にいただきました土曜日の希望者の方々はいるのかというお話だったと思うんですが、私どもも土曜日のことを明記して募集をかけているわけではないので、確認したわけではないんですが、私どものほうに問合せの中では、土曜日はやっていませんかという問合せは最近来ておりませんので、利用したい方はいらっしゃるのかもしれないんですが、今のところ、その状況をうちのほうで把握していないというのは、ちょっとおかしいかもしれませんが、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） スタッフの研修の件については承知しました。これまでも続けていると思うんですが、なるべく多くの方に受けてもらえるよう、今後もよろしくお願いします。

土曜日のニーズに関しては、やはり町の都合で休所しているものですから、それは確認したほうがいいのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

もう1点、以前話を伺ったときに、利用者側、子ども、保護者のほうが迎えの時間もなかなか守れないとか、先生の言うことを聞かない、そのこともあってなかなかスタッフが集まらない、辞めてしまうなんていう話も聞いたんですが、その辺は、子どもたちの状況というのは改善されてきているのでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 正直な話を申し上げますと、利用時間を守れない方に関しては、私どももちょっと運営上支障を来すということで、利用の中止というか、させていただきました。その後に、ふれあいスポーツクラブさんのほうから聞いている話の中では、極端に迎えに来るのに遅れてくるとか、そういったお話は聞いていないので、その運営の中では、徐々に改善が図れてきているんじゃないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） それでは、部活動のほうについて移りたいと思います。

まず、なかなか指導者の募集とか難しいということですが、その指導者を募集するような県のサイトってあったと思うんですが、そこに町内の求人が出ていなかったような気がするんですが、そういうサイトは活用したりはしないのでしょうか。

もう1点、部活動、土日の試合、新人戦や総体以外に関しては、先生が基本は参加しないということですが、希望のある先生たちっていらっしゃるというのも聞いたことあるんですが、その先生たちが外部指導者として休日の活動に関わるというのは可能なのでしょうか。

また、新年度の予算書を見ますと、県からの地域移行に関する補助金が大幅に増えていると思うんですが、その辺というのは、新しいのを確保するというのは難しいと思うんですが、今あるところの待遇がよくなったり、その辺というのは何か考えているのでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 島貫 孝議員のご質問、3点ほどあったかと思うんですが、ちょっと回答の順番が違ってしまって申し訳ないんですが、まず予算のほうで増えている理由は何かというお話があったんですが、先程ご質問の中にもありましたが、バレーボールのほうで地域クラブに移行しておりまして、このバレーボールは正式な地域クラブチーム化されました。それに伴いまして、休日の部活動だけではなくて、平日の部活動も地域クラブとしてやっていきたいという意向がございましたので、その要望を受けまして、県に対して、今、補助金を申請しているような状況でございます。よって、その平日の経費が増えたことによつて予算が増えてございます。

二つ目の質問だったと思いますが、教員のほうで部活動に携わりたい方がいらっしゃるのではないかというお話がありましたが、町は、先程教育長の答弁の中にもありましたが、基本方針というものを定めました。その中では、この部活動の地域移行というのは、教員の働き方改革につなげなければいけないという目的がございますので、町に配属される県費負担の教職員の方々については、睦沢町の学校にいる限りは、出来れば休日の地域クラブ活動には参加しないでほしいということで方針を決めておりますので、その方針を酌んでいただいて、先生方にはそういうことを話しているような状況でございます。

一つ目の質問の指導者の確保に対して県のサイトとか利用しているのかというご質問だったと思うんですが、これも前段として、まず、地域クラブとして活動したいという保護者だったり生徒の声が上がってきてから指導者を探すと。箱をつくっても、中身がなければちょ

っと活動も出来ませんので、まず中身のほうが決まった段階で次の段階に進んでいくような流れで考えておりますので、ここはちょっとご理解をいただければと思います。

県のサイトで募集しているのを、一応、情報は持っていますので、そういう箱が出来ましたら、中身のほうを充実させるためにそういうところに募集をかけてもらうようお願いをしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） 部活動のほうについて、最後の質問をさせていただきます。

先生たちが参加しないというのは承知しました。それは睦沢町だけに限ったことなのか、それとも、例えば長生管内一律そういうような対応を取っているのか、この辺についてまた伺います。

もう1点、バレー、卓球、今、クラブチームで活動していると思うんですが、主な活動場所というのは学校になるのか、それとも総合運動公園、体育館になるのか、どちらかと思うんですが、両方でやっているのか、それともどちらかでやっているのか。

これから先、クラブチームを立ち上げたいという、地域の人、保護者なりが出てきたときに、基本的には学校の施設を使ってやっていただいたほうが、子どもたちの移動、今、クラブチームになっているところって、学校が終わって、移動して活動するという形になると、やはり送迎の面だったりとか、交通、町内広いので難しい面部分もあると思うので、基本的には、希望があれば学校で使えるようには出来るのでしょうか。伺います。

○議長（麻生安夫君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 島貫 孝議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、近隣の市町村における教員が地域クラブ活動に携わるかどうかについては、その市町村の考え方にもよりまして、私どもが聞いている情報ですと、例えば東庄町とか香取市とか香取郡のほうは、教職員が携わるような考えも出しているそうです。なので、千葉県内でもその辺は統一は取られてなくて、その市町村の考え方になってしまう部分が大きいと思います。

二つ目で、休日の部活動の移行に当たって、睦沢中の体育館でやることが一番効率がいいかどうかという話でしたが、この点につきまして、今、正直言って、卓球とバレーボールが体育館を利用させていただいているんですが、その練習日の関係から、ちょっとバッティングしちゃったりしているようなトラブルも正直なところあります。なので、私

どもとしては、活動出来る場所をこれからも探してはいきたいと思うんですが、基本、中学校の中でうまく時間を調整してやっていただきたいというのが正直なところですよ。

ただ、運動公園のお話も出ましたので、運動公園側にも、もし空いている時間があれば貸していただけるようなアプローチはかけておりますが、あちらは指定管理ということで、向こうの都合も少しありますので、その辺と調整する必要は出てくると思います。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） これで、4番、島貫 孝議員の一般質問を終わります。

◇ 松 島 和 子 君

○議長（麻生安夫君） 次に、3番、松島和子議員の発言を許します。

松島和子議員。

○3番（松島和子君） 3番、松島和子です。日本共産党と町民を代表して質問させていただきます。

まずは教育の充実について質問させていただきます。

1点目は、学校給食の無償化についてです。

総務省が2月21日に発表した1月の全国消費者物価指数が前年同月比3.2%となりました。米類の上昇率は70.9%と過去最大を更新し、生鮮食品を含む総合指数は4.0%上昇し、2年ぶりの高さとなりました。

小学校や中学校への進学や進級など、子どもたちの新しい生活が4月から始まります。成長は喜ばしい一方で、物価高騰で食費や光熱費などの負担は増すばかり。教育費の負担削減は欠かせません。

そこで、睦沢町でも学校給食費の無償化を進めるつもりはありませんでしょうか。

2つ目は、不登校対策の充実についてです。

私たち日本共産党は、この問題は決して子どもたちだけの問題ではないと考えています。教育に対しての競争や管理の押しつけが学校を息苦しいものにし、子どもたちの不登校や先生方の休職者を生み出していると思います。

不登校も過去最高ではありましたが、教師の休職者も初の7,000人を超えています。応募しても先生が集まらない、定員が足りないということも起きています。国庫負担の割合を3分の1から元の2分の1に戻し、正規雇用の先生を増やし、学校を先生方も働きやすく、子どもたちも学ぶ楽しさが持てるような少人数学級で、ゆとりあるものにしていかなければ

ならないと考えています。

とはいえ、今、困っている子どもたちをどうするのか。前回の質問以降、私も千葉県不登校を考えるという研修会に参加したり、保護者の方のお話を聞いたり、学校に出向き、校長先生から話を聞いたりして考えてきました。

研修会では、県教育委員会の方から千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例についての説明を受けました。千葉県は、令和5年2月定例県議会において成立したこの条例を浸透させるために頑張っているということでした。

この条例は、不登校児童・生徒の状況に応じた施策を総合的に推進し、もって不登校児童・生徒の将来の社会的自立に資することを目的として、1、全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、教職員との信頼関係及び児童・生徒相互の円滑な人間関係の構築並びにいじめ、暴力行為、体罰を許さない学校運営を図る。2、不登校の社会性を尊重し、不登校児童・生徒が登校することを目的とせず、将来の社会的自立を目指す不登校児童・生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援する。3、県、市町村、学校、児童・生徒の保護者、フリースクール等、その他の関係者が相互に密接に連携するという基本理念で進めているということでしたが、町としてもこのことは承知していますか。

睦沢町においては、学校内にひだまりという教室を持っている優位性を生かし、そこになら来られるというお子さんが1人でもいるのなら、子どもの実情に合わせて日数を増やすなど、充実させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、消防署の再編についてお伺いします。

先日、広域の議会を傍聴に行きましたところ、消防署が8署体制から6署体制になるということでしたが、これは決定したことですか。6署体制というのはどこどこのことでしょうか。

現在であれば、睦沢町は、ほとんどが走行時間は7.5分以内で、遠くても9分から11分以内です。総務省消防庁の掲げる基準では、消防車が現場まで5分以内が目標、また、救急車であれば9分43秒以内ということが言われています。しかし、佐貫分署がなくなったら、旧瑞沢小学校地域のほうは13.5分以上のところはほとんどになってしまいます。

昨年の夏は猛暑で、救急車のサイレンを聞かない日はなかったほどです。冬は乾燥して火災が起きています。気候変動でこの状態はますます厳しいものとなっていくと予想されます。住民の命と財産を守ることに直結する佐貫分署が今後どうなっていくのか、分かる範囲でお

話を聞かせていただければと思います。

最後に、防犯・防災のまちづくりについてお伺いします。

町民の方から、上市場に公衆電話がない、災害のとき携帯がつながりにくくなることも多いので、地域に一つぐらい公衆電話を設置してほしいという声が聞かれました。そこで町内を見回したところ、役場前、佐貫の高橋商店前、川島の榎団地、寺崎の市原商店、中央公民館と5か所ほどしか見当たりませんでした。

房総半島を襲った台風の時、私が勤務していた山武市でも、公衆電話の前に並ぶ方々がたくさんいました。防災の点からも、妙楽寺方面に1台、上市場商店街に1台ぐらいの設置をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

もう一つは案内標識についてです。

睦沢町の派出所は上市場にありますが、大通りより少し中に入っていて分かりづらい場所にあります。町の人なら知っているとは思いますが、引っ越してきたばかりの方や旅行者の方には分かりづらいのではないかと思います。公衆トイレのぶらっとは、トイレがぶらっとの奥にあり、小さな標識はあるのですが、これも少し分かりづらい気がします。睦沢町は道の駅にきた人に、まち歩きやサイクリングなども勧めたりしているので、是非分かりやすい標識を出していただきたい。また、何かあったときに駆け込める派出所等に、分かりやすい案内があったらいいなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

以上3点について質問させていただきます。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、松島和子議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、2、消防署の再編についてと、3の防犯・防災についてをお答えし、1の教育の充実については教育長からお答えをいたします。順番は変わりますが、よろしくお願いします。

初めに、2の消防署の再編については、本来であれば広域議会での質問内容になるかとは思いますが、今回は広域消防としての考え方を私のほうから申し上げることにいたします。

ご質問の住民の生命と財産を守ることに直結する佐貫分署についての今後の動向と住民への説明はどのようになされるのかということですが、広域市町村圏組合では、常備消防における消防体制の充実強化を図るため、現在の4消防署4分署体制から、将来的には4消防署2分署体制へ統合することが、令和元年5月に策定した消防庁舎建設等整備基本計画に表記されました。

また、令和4年度には、令和3年度から13年度までの組合財政計画の見直しを行い、当時の構成市町村の首長への説明があり、その了承を受けて、広域市町村圏組合では事業の進捗をしているところでございます。

なお、消防本部中央消防署の建て替えが完了したとき、まだ具体的な場所や時期は明確にはなっておりませんが、その消防本部中央消防署の建て替えが完了して、6署所、これは4消防署2分署体制が整うまでの10年間程度とは思いますが、その間については現在の体制に変わりはありません。

また、住民への説明につきましては、明確な方向性が出たときには、関係部署とも協議した上で計画して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3、防犯・防災についてお答えをいたします。

初めに、防犯・防災のまちづくりについて町の考えはありますが、防犯・防災とも、まずは自助、そして共助、公助が基本であると考えております。特に共助の部分、私たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、2期目の公約でもあります町民の皆様が自主的に活動する組織、自主防災組織の育成に力を入れて参ります。

防災という点では、災害が発生した場合には、消防をはじめとする防災関係機関は全力を挙げて防災活動を行います。災害時には、この防災関係機関の活動が著しく困難となることも想定されますので、自主防災組織となる地域住民自らが災害の初期段階で防災活動を行うことが重要になって参ります。

昔の生活とは異なり、現在の私たちの生活は、住民相互の触れ合う機会が少なくなり、近所の連帯意識が希薄になっているとも言われております。また、近年では自然災害ばかりではなく、凶悪な犯罪等、地域の安心・安全な暮らしを脅かす不安は多様化をしております。さらには高齢化が進み、独居生活の方も増えているような環境であります。

こうした中で、地域の人々が触れ合う機会、見守る環境を広げるためのコミュニティー活動は非常に重要であると考えているところでございます。自主防災組織の活動をすることで、災害に強いまちづくりにつなげることはもとより、地域の防犯にもつながりますので、その活動は地域コミュニティーの再構築にもなると確信をしているところでございます。

以上が、私の防犯・防災のまちづくりについての考え方でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

私からの答弁はここまでとして、公衆電話とか標識について、現在の足元については担当

課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） それでは、命によりお答えをさせていただきます。

ご質問の災害時に連絡出来るツールとして、公衆電話を各地域に設置することによって、公衆電話につきましても、社会生活上の安全や最低限の通信手段を確保することを目的として設置されているとともに、地震とか交通事故など、携帯電話が使えなくなる不慮の事態が起こった際に、連絡手段として、常時利用することが出来る場所または容易に出入りすることが出来る施設内の目につきやすい場所に設置することとされております。公共施設や駅前などに設置がされているというものでございます。

また、電気通信事業法では、原則、屋外に設置が義務づけられている第1種公衆電話は、現在、市街地でおおむね1キロメートル四方に1台、その他の地域では2キロメートル四方に1台の基準で設置がされております。町内には屋外で役場前と道の駅、そして中央公民館、また佐貫に1か所、寺崎に2か所、川島に1か所、小滝に1か所の計8か所に設置がされているところでございます。また、屋内のものでは、役場庁舎内、そして中学校の正面玄関のところに設置がされているものです。

なお、令和4年4月には電気通信事業法の施行規則の改正が行われました。NTT東日本、そしてNTT西日本の両社に設置を義務づける台数を、それまでの全国で10万9,000台から、令和13年までには4分の1となる2万7,000台まで減らすこととされ、令和6年度には既に9,000台の削減が図られたということでございます。

これは、携帯電話などのモバイル端末の普及によって、公衆電話の利用者数は20年間でマイナス98%と激減しております。電話施設、公衆電話の維持管理が大きな負担となっていることが要因ということでございます。

一方で、災害時には公衆電話の利用が増えているという状況、さっき議員が言っていましたけれども、でありますので、公衆電話の社会的な役割は一定程度はあるというふうに感じております。

なお、大規模な災害が発生した際には、避難所等で使用される公衆電話で、災害時用公衆電話というものがあります。町内では、広域避難場所となっている7施設、改善センター、中央公民館、k i tみずさわ、睦沢こども園、睦沢小学校、睦沢中学校、総合運動公園に整備がされております。これは、災害救助法が適用された場合に開通がされるということになっております。

なお、公衆電話、新たな設置ですけれども、電気通信事業法による全国の設置台数制限だとか、2キロメートル四方に1台の設置基準があることから、法律に基づく設置が今はされているものと思います。

しかしながら、大規模災害が発生して災害救助法が適用された場合には、避難所においては災害救助法に基づく災害時用公衆電話が開通されますので、またこれも災害時には無料で利用が出来るということでございます。

なお、公衆電話の設置者であるNTT東日本では、新規の設置は行っていないということでございますので、新たな公衆電話の設置についてはご理解をお願いするものでございます。

次に、住民や旅行者に分かりやすい標識でございますが、具体的なお話として先程ありましたけれども、上市場のぶらっとのトイレと駐在所の場所が分かる標識ということでございますけれども、町内の公衆用トイレにつきましては、24時間利用出来る施設、これは道の駅、そして寺崎のやすらぎの森、妙楽寺のふるさとの森の3か所でございます。そして、施設の営業時間や業務時間内のみ開放している施設、これはみどりの広場、そして役場庁舎、中央公民館、総合運動公園、それと上市場の観光交流センターであるぶらっとということになります。

道の駅や役場あるいは公民館などは、県道などに大きな案内標識がございます。また、やすらぎの森やふるさとの森についても、大きなものではございませんけれども、施設の案内看板が道路に設置されております。そして、上市場のぶらっとについては、施設の前に看板があり、施設まで行きますとトイレの案内が表示されているというものです。

このように、道の駅などの主要な公共施設には、施設から離れた道路からも分かりやすい看板が設置されていますけれども、そのほかの施設については分かりづらい場所もあるということでございます。町内にお住みの方はどこに公衆トイレがあるのか分かっているのではないかというふうに思っておりますけれども、旅行者などには分かりづらいところでございます。

なお、町内には3か所のコンビニもありまして、使う前にお断りをすれば使わせていただけると思いますので、道の駅などを含め、スマホなどから場所の確認が出来るものと思っております。また、駐在所についても同様でございます。

ご質問の新たな案内看板の設置についてですけれども、今のところは予定はしておりません。しかしながら、今後、国や県の観光関係の事業だとか防犯関係の補助金が出てきましたら、すぐにでも対応出来るように情報収集に努めて参りたいと思っておりますので、ご理解

をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 松島和子議員のご質問にお答えいたします。

1、教育の充実について。

①物価高騰の折、経済的負担を減らし、安心して子育てが出来る環境をつくっていくためにも、学校給食無償化を進めるつもりはないかについてですが、急激な物価高騰は、安心・安全な学校給食の提供に当たり、令和7年度予算編成においても大変苦慮しているところで

す。

学校給食の提供に当たっては、調理業務の委託や機器の修繕、衛生管理など、食材費のみでは提供出来ないのはご存じだと思います。これらもかなり上がっております。そして、その食材費の保護者負担金、いわゆる給食費については、千葉県内で袖ケ浦市に次いで2番目に安く、本来であれば給食費値上げも考えなければいけないところ、給食費の保護者負担については据置きとさせていただいております。また、以前の一般質問の町長答弁では、学校給食無償化よりも教育格差の是正に力を入れたいと申し上げていることから、教育委員会として教材費の負担軽減などに努力しているところで

す。

これらの理由などから、現在の状況では給食費無償化は難しいと考えます。

しかしながら、国においても、この学校給食無償化については議論が本格化しており、本町のように財政力の低い自治体にとっては、全国的に実施されることが最も望ましいことからその実現を願っているところで

す。

次に、千葉県教育委員会による千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例についての説明から、不登校児童・生徒が再び登校することを目的とせず、将来の社会的自立を目指す不登校児童・生徒一人一人の状況に応じたフリースクールなど、多様な学習活動を認めて支援することを町は承知しているかとのことでございます。我々もこれは承知しております。

その上で、ひだまりの充実についてのご質問だったと思いますが、このひだまりは、学校と離れ、独自の見守りを行う場所としてではなく、学校や学級になじめない児童や家にひきこもりぎみの児童が、学校に行くきっかけをつくってもらうことをコンセプトに設置したものになります。

現在までの利用者は、学校とひだまりとを行き来しながら、学校への登校を続けられてい

る方、ひだまりをきっかけに友達や担任の先生とコミュニケーションが取れるようになり、学校の行事に参加出来るようになった方など、このひだまりが学校や学級、友達とつながりを持たせる場所、疲れたときに安心して休める場所、学校や学級に復帰するためのきっかけをつくる場所として機能していると思います。

私としては、個に合わせて内容の充実を図っていくことは必要であると思いますが、単に日数や時間を増やすことは、学校や学級に戻るための妨げになる可能性もあることから、現状では考えておりません。

○議長（麻生安夫君） 松島議員。

○3番（松島和子君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

学校給食は、ただの食事とは私は違うと考えております。将来生きていく、そしてまた、次世代をつくっていくためにも、食べるものが体をつくる、生きる力をつくっていくということを学んだり、食材から地域の農業を考えたり、教育の一環として取り組まれているものが学校給食だと考えています。

学校給食法、食育基本法でも、学校給食の一環であることが明記されています。そして、憲法第26条では、義務教育は無償であるとしています。本来であれば国が責任を持ってやっていただきたいとは思いますが、後ればせながら、今、国政でもそのことが話題に上がって、2026年度より小学校のみですが、学校給食を無償化するというふうに言い出していて、大変喜ばしいことだと思っております。

国で足りないところを、是非、住民の福祉の向上を目的とする地方自治体が補っていただきたいというふうに考えておりますので、それまでのつなぎの間だけでも、是非、無償化を進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

不登校対策については、まずは子どもの気持ちが大変だというふうに考えます。子どもの気持ちを大切にしながら取り組むことが基本だと思います。お母さん方からは、ひだまりの日は、何かあったらそこに行けるという安心感があるからか、自分から行く準備をするとか、調子がいいときは教室で給食も食べられるようになった、今度は中学校に行って部活頑張りたいから中学校へ早く行きたいななんていうことも家で話すようになってきたということ、喜ばしい話も聞かれていて、ひだまりの果たす役割は本当に大きかったんだというふうに私は感じております。そういう気持ちを大切にしたい、通える日を増やしてあげたいというふうに私は思うのですが、どうでしょうか。

また、月曜日は8時半からなのに、水曜日は10時からとなっているということで、生活リ

ズムが出来るように、両方とも8時半からにしてほしいという声も聞かれましたけれども、その点はいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 学校給食無償化についての再度のご質問ですが、議員の言われるように、学校給食法や食育基本法において、学校給食は教育活動の一環として実施されていることは、私も承知しております。ただし、同じ学校給食法において、学校給食について、施設設備や運営に係る費用は学校設置者の負担、それ以外の費用、すなわち食材費については保護者の負担とすると定められています。

そして、学校給食費無償化をするには、恒久的財源が必要になることや、それから、議員がおっしゃるとおり、国が責任を持ってやっていただけるのが私としましても望ましい形だというふうに思っております、先程も答弁しましたが。

また、同じ保護者の負担軽減策としては、先程述べましたように、教材費の支援を行っていきたいというふうに申し上げましたけれども、この教材を優先する理由には、教材そのものが児童や生徒のトラブルのもととなるケースもあり、個人が所有しなければならない教材をなるべく減らしたいという意図もあります。そして、この教材の中には、町が用意することで、一定期間続けて利用出来るものもあり、財源の面でも有利なことが考えられます。

教育委員会ではそのようなことを総合的に考えて進めておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

それから、ひだまりの開所時間を月曜日、水曜日とも同じ時間に出来ないかというご質問だったと思いますが、ひだまりの開所時間を同じに出来ないかのご質問については、現在の開所時間は、月曜日は8時半から12時30分、それから水曜日を10時30分から12時30分とさせていただいております。これには理由がありまして、学校や学級とのつながりを持たすため、休み明けの月曜日は学校に行きづらい傾向があることから、朝から開所することにより、その日のうちに学校や学級に戻れる可能性があること。それから、週中日の水曜日は、学校や学級に使われた子どもの休憩場所として利用を考えたことから、曜日により時間を変え、運営をいただいているものでございます。

松島議員がおっしゃられることも分からないわけではございませんが、先程も申し上げましたとおり、学校や学級への復帰をコンセプトにしておることから、現時点で安易に開所日や時間を増やすことは考えておりません。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） 食材のことですけれども、国会で、共産党の吉良佳子議員が食材を公費で負担出来ないのかと言ったときには、それを妨げるものではないということで、国も否定は、地方自治体が負担することを妨げるものではないという答弁をしていますので、自治体のお考え次第ということになるかと思います。

財源のことですが、町長が前回、私も県や国に声を上げていきますが、松島さんも政党を通じて要望していつてはどうかというご発言をいただいたので、私も千葉県の共産党の議員さんたちと一緒に文科省に行って参りました。そして、文科省の方々に対して、私も睦沢町のように財力のない市町村は無償化することが出来ないので、是非、国でやってほしいというふうに訴えました。それに対して文科省の方は、国は物価高騰支援金など市町村が住民の福祉向上や教育対策などで自由に使えるお金も出しているんだから、それを使ってやっているところもあるんだから、そういうのを使ってやってもらえばいいじゃないかというような答弁でした。国がよいのなら是非やっていただきたいなというふうに思っています。

一宮町でも全部は出来ないけれども、来年度9月から、第2子を、第3子まではうちと同じようにやっていたんですけれども、第2子を9月から無償化すると言っていたり、富津市のほうは中学校3年生だけ、卒業する前だし、お金がかかるから中学校3年生だけとか、あと富里町は、中学校はもう義務教育終わっちゃうから中学校のみだけとか、皆さん工夫して、あるお金をやっぱり使わざるを得ないのでそんな工夫をしているというふうに思いますので、是非そういう工夫もしていただけたらと思います。

また、無償化すると、保護者が子どもの食に対して無関心になるんじゃないかと心配する声もありましたけれども、でも「夢みる給食」という自主映画上映に私も参加しましたら、主催した方々もお母さん方、200人を超える、100人ずつ200人を超える参加者があって、若いご夫婦の方が随分いっぱい参加していまして、子どものことを一生懸命考える皆さんのパワーに、睦沢町の未来は明るいんじゃないかなというふうに思いました。是非その力を信じて、その人たちを応援出来る一助になればいいんじゃないかなというふうに思います。

あと、不登校対策では、小学校の校長先生にもお話を聞いてきましたところ、学校内にあるということがやっぱりよい方向につながっているように思うということで、学校としては両日とも8時半からでも別に構わないけれども、教育委員会の下でやっていることだから、相談してやっていきますということでした。また、中学校においても、よりよい方向を模索していただいているようでしたので、本当に、これからよろしくお願いしますと言いたいです。

あと、一人一人に目が届く、小さい町だからこそ、是非とも1人でも多くのお子さんが笑顔になれるようにしていけたらいいかなというふうに思いますので、まずは、日数を増やすことが難しいのであれば、時間の拡大など、好きな、そういう意味では遅くしか起きられなかったという子は、ちょっと遅れて来ちゃうこともあるかもしれない、8時半にぴったり来られる子ばかりではないとは思いますが、幅があると、その中のどこかに行けるということも増えてくるので、是非、時間の拡大というところから広げていっていただけたらいいかなというふうにと思いますが、町長の意見なんかも聞けたらいいかと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

要望して、いち早く、国の義務教育である、国が示した義務教育の中の無償化が進むことが私は一番だと思っておりますので、私も国のほうには、国会議員の先生を通じたりとか、そこら辺でお願いをするところがございますが、今現在の在り方については、先程教育長から話をさせてもらったとおり、経済負担を少し緩和をするために教材費のほうでしっかりと、出来るところからやっていきたいという考え方を進めたいと思っておりますので、まずもってご理解をいただきたいと思っております。

あともう一つ、ひだまりのほうは、保護者の意見等々を聞いた中で、本当に復帰出来るにはどういうやり方がいいのか、そこら辺も意見を聞いた中で、在り方を教育委員会のほうにも、しっかり確認をしてもらって進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 松島議員。

○3番（松島和子君） それでは、消防署の再編についての2回目の質問をさせていただきます。

私、一宮町で説明会をしたということだったので、もう決まったことなのかなというふうに思って、睦沢町では説明会はしないのかなというふうに思ったわけですが、逆に言えば、決まってしまってからではもうどうしようもない部分もあるわけですから、睦沢町としてどうなのかということ、また町民の声を広く聞いて、広域のほうにも睦沢町として伝えていくことも必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 今、議員言われた、すみません、一宮町での説明をされた内容を把握していないので、何を説明されたのかがちょっと分からないので、お答えしかねます。すみません、どういう説明だったのか、そこら辺、いつのことなのかは私はちょっと承知していないので、それについて答弁することが出来ないわけであります。すみません。

○議長（麻生安夫君） 松島議員。

○3番（松島和子君） 一宮町では、南消防署が移るということを説明して、睦沢町が佐貫がなくなるから、睦沢町に近いほうに移すんだというような説明をしたそうです。私は、決まってしまうからでは遅いかなと思うので、睦沢町としてどう考えるのかというのを、町民の声を聞く必要はないのかという質問です。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 南消防署の建設地についての近隣住民への説明ということでよろしいでしょうか。

先程1回目でお答えさせていただいたとおり、令和元年でしたかに方針が広域の消防としては出されました。その計画が出されたところに向かって、今、進捗をしているというところでございますが、先程言ったとおり、10年に関しては、今、現状で体制で進めていくということであります。

南消防署の建て替えについて、一宮町に、なるべく睦沢に近いところで建て替えをお願いしたいというのは、やはりその地域住民の安心もしくは今の8署体制での円を描いたときの出動の範囲等々を考えたときに、今の場所に近いところ、なるべく睦沢に近いところであるべきということで、建て替えをするのであれば、南消防署については、睦沢に近いところで建て替えをお願いしたいと一宮町のほうに要望して、一宮町から賛同を得て、今、説明があったところに落ち着きそうであるということであります。

今の建設についての説明については、今の足元の中で、西消防署、それから南消防署が、老朽化による建て替えを進めなければいけないという段階でありますので、その建て替えについての土地の予定地について説明をしたということであります。

現段階での老朽に対する建て替えということでの土地の説明が行われたということで理解をしていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 松島議員。

○3番（松島和子君） いずれにしても、町民の声が広域に届くように、是非、町民の声も聞

いた上でどんどん進めていっていただきたいなというふうに思います。

それでは、防災・防犯の2回目の質問に移らせていただきます。

説明を聞いて、仕組みというのは分かりました。ありがとうございます。是非、皆さんに分かりやすい形で進めていただきたいと思います。

あと、上市場商店街が閉まるところも随分増えてきて、レトロですてきな街灯がついていないところが随分出てきているかなというふうに思いますので、景観上も防犯上も街灯がないのは寂しいことで、また不安なことでもありますので、そこら辺のところを商工会のほうとも相談していただいて、町も睦沢町が明るく安全な町になるようにしていただきたいというふうに思います。検討してくださることはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 命によってお答えをしたいと思います。

上市場の県道、商店街の街灯の点灯ということでよろしいと思うんですけども、この街灯については、設置当時、組合をつくって組合で管理をしていたということでございます。その後に組合が解散となって、それぞれ個人の所有管理となっていると聞いています。

この街灯については、相当以前に設置されたものでございますので、既に通電もしていないのではないかと考えております。あくまで個人所有、個人の管理ということでございますので、町で街灯の点灯について何かをするということは、今のところ考えていないということでございます。

町としては、防犯灯ということで、毎年、数基ではございますけれども、区からの要望による設置を行っていますので、そちらの対応をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 松島議員。

○3番（松島和子君） 分かりました。以前、そういう街灯が倒れたというような事件もニュースで流れたことがありましたので、また、今後、町としても安全面で考えていくべきではないかと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（麻生安夫君） これで、松島和子議員の一般質問を終わります。

10時40分まで休憩に入ります。

（午前10時25分）

○議長（麻生安夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 40 分）

◇ 田 中 リ エ 君

○議長（麻生安夫君） 1 番、田中リエ議員の発言を許します。

田中リエ議員。

○1 番（田中リエ君） では、通告順に従い一般質問させていただきます。

まず、一つ目の質問です。k i t みずさわの施設管理について 3 点伺いたいと思います。

1 点目は、敷地内の環境整備はどのように行っているのか。

2018年に、地域住民の方々のみならず多くの町民に惜しまれながら閉校した旧瑞沢小学校、現在 k i t みずさわとして、株式会社 R . p r o j e c t が管理運営を行い、主に大学生などの合宿、研修のための宿泊施設として活用されていることは、町としても、地域としても、交流人口の増加という点で喜ばしいことかと思われま。

ただ、施設の管理において少々気になる点もございます。それは施設内の環境整備についてです。具体的に申し上げますと、宿泊棟の裏手にある駐車場に面した部分の草刈りが行われていないということです。これに関して私も確認しました。雑草が生い茂った様子は見た目もよくなく、防災の面でも不安があると、地域住民の方から私に苦情が寄せられました。裏山の斜面と接するところもありますから、放置しておくとうどん草が繁殖し、手に負えなくなる可能性もあります。k i t みずさわの環境整備について、どのような基準を設けて行われているのか、町として把握されておりますでしょうか。

2 点目は、水銀灯は現在点灯していないが、防犯などの面からも点灯できないか。

同じく k i t みずさわの施設管理について、もう一点気になることがございます。施設の玄関に水銀灯が設置されていますが、せっかく設置されているのに夜になっても点灯されていないということです。地域住民が防犯の面からも夜間は点灯してほしいと要請したものの、点灯されていないままでのことです。防犯面で不安だという地域住民の方からの苦情が寄せられているので、是非夜間の点灯をお願いしたいところです。

3 点目は、地域に対する役割が果たされているか。

k i t みずさわは、合宿、研修のための宿泊施設として活用され、地域ににぎわいをもたらす貴重な施設となっています。と同時に、地域住民にとっては母校であり、6 年間学び、

遊び、そして卒業された思い出深い大切な場所でもあります。そんな懐かしく心が弾む場所でもう一度時間を過ごしたいと住民の皆さんが思うのは当然の気持ちでしょう。

また、こんな住民の方の声も寄せられています。昨今の地球温暖化の影響によって、昨年の夏も35度を超える猛暑日が千葉県内で何度も記録されました。熱中症になるリスクもますます高まっております。そこで町では、熱中症による健康被害を防ぎ、町民の生命と健康を守るために、庁舎内や幾つかの民間施設をクーリングシェルターに指定しています。

クーリングシェルターとは、冷房設備があり、極端な高温の発生時に誰でも休息できる施設とのことです。涼しい場所をみんなで共有することで、熱中症の予防だけではなく、町民の皆さんの交流にもつながるものとして施設を開放されています。そのクーリングシェルターにk i tみずさわも指定されているはずですが、入り口の門は常に閉まっており、施設の中には入れなかったとの地域住民の方の声が私の下に届いております。こうした憩いの場として使わせてもらえない、あるいはクーリングシェルターとして使えなかったという地域住民の皆様方の声を町は把握しているのでしょうか。

以上、k i tみずさわの施設管理についてご答弁をお願いします。

二つ目の質問は、庁舎駐車場について、駐車場の夜間照明についてです。

夜間の駐車場は、会議などがある場合、会場までの間が暗く危険であることから、安全確保の面からも点灯するべきだと思う。いかがでしょうか。

現在、駐車場には数基の外灯が設置されていますが、数が少ないからか、あるいは明るさが足りないからか、点灯されていても足元はとても暗い状態になっています。庁舎内の会場まで歩くにも、帰宅するにも、暗いためにつまずきそうになったり、危険な思いをされたりした方がいるとも聞いております。夜間に会議が開かれる場合、駐車場の照明設備の点灯はどういった決まりになっているのかお聞かせください。

2点目は、駐車場脇に建てられている彫刻銅像についてです。今後、徐々に整備する考えもあるようだが、銅像については多くの方に見てもらえるように、ホールなどに移動する考えはありますでしょうか。

駐車場の庁舎に向かって左側の緑の植え込みのところに建てられている睦沢町制施行記念像は、1983年に町制施行を記念して建てられたものです。この伸びやかで品位ある女性像を制作されたのは、睦沢町ご出身の彫刻家、吉野 毅氏によるものです。

吉野氏は、東京藝術大学彫刻科を卒業された後、様々な展覧会への出品や受賞歴があり、2020年には日本芸術院会員にもなられた著名な彫刻家として、現在もご活躍を続けておられ

ます。ふだん、ご自分の作品を寄贈される方ではないそうですが、この女性像については、ふるさと睦沢を思うお気持ちが強いからこそ贈ってくださったのではないかと私は思っています。そんな素晴らしい作品を駐車場の片隅に設置したままにしておくのはいかがなものでしょうか。

女性像の足元には少しさびも出てきています。例えば庁舎のホールなど、雨風の当たらない、来庁者にもっと見ていただけるような場所へ移設するお考えはありでしょうか。睦沢町ご出身の芸術家である吉野氏の作品は言わば町の宝物だと思います。いかがでしょうか。

以上で質問を終了させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、田中リエ議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のk i tみずさわについては、使用貸借を結んでいるR． p r o j e c tに管理等について担当課のほうで確認をさせておりますので、ご質問3点については担当課長からお答えをさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） 命によりまして、田中リエ議員の質問にお答えいたします。

最初に、敷地内の環境整備はどのように行っているかについてでございますけれども、確認いたしましたところ、道路に面したところ等は小まめに草刈りを行っているようでございますけれども、校舎裏の山沿いにつきましては、年2から3回程度草刈りをしているということでございました。草の繁茂する季節になりましたら確認させていただきまして、対処して参りたいと思います。

次の、水銀灯は現在点灯していないが防犯の面から点灯できないかについては、過去にも地元から同様の要望がR． p r o j e c tのほうにあったと聞いております。そのときには電気代の負担が大きいことから難しいと回答され、今も方向性は変わらないとのことでございました。防犯対策としましては、令和5年度に大上区からの要望により、町で施設の前の県道に防犯灯を設置するという対応を取ってございますので、ご理解くださるようお願いいたします。

3の地域に対する役割が果たされているかについてですが、議員おっしゃいますとおり、当該施設はクーリングシェルターや指定避難所、指定広域避難場所になっており、住民が避難するところとなっております。

門が常時閉まっているとのご指摘でございますけれども、確認いたしましたところ、利用

者でない方の駐車対策として閉めているとのことでもございました。k i tみずさわは、本年2月から人が常駐しなくなっておりますけれども、避難所開設の際には職員が行って開けることとなります。これは他の小・中学校や夜間の避難所と同じ対応となりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 続きまして、2、庁舎駐車場についてお答えをいたします。

1点目の、夜間の駐車場は会議などがある場合、会場までの間が暗く危険であることから、安全確保の面からも点灯すべきだと思うがについては、過去にもほかの議員さんから一般質問されており、ご指摘いただいているところでございます。まずもって危険な思いをされた方がいたということについておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

庁舎前駐車場の外灯の管理については総務課で行っておりますが、通常時間外、夜間の利用が少ないことから、県道沿いを除き駐車場内の外灯はつけていない状態であります。

なお、会議等が時間外、夜間にある場合には、会議を開催する担当課からの要請を受け、タイマーにより会議時間に合わせて点灯、消灯の管理を行っているところでございます。また、正面玄関や駐車場出入口の施錠についても、会議等を実施した担当課で行っているところでございます。

今回、会議に出席した方が危険な思いをしたということで、各課に確認をしたところ、会議を開催した担当課で外灯の点灯については失念していたということが判明をしたところでございます。今後このようなことがないように、会議等の前には関係職員が確認、チェックを行うよう周知徹底させていただきます。

本件について、度重なるご指摘として深く反省をし、おわびをするものでございます。

次に、2点目の銅像について町民ホールに移動する考えはあるかというご質問にお答えいたします。

私からの答弁については、今、現段階では移動する考えはないということで、なぜ移動する考えに至らないかの詳細については、担当課長より答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

ご質問の銅像彫刻については、議員申しますとおり、本町上のご出身の彫刻家、吉野毅氏の作品でございます。この像につきましては、21世紀に向けた町の躍進のシンボルとして、

昭和58年に町制施行を記念して建立がされたということです。今からですと41年前になると
思いますけれども、縁あって睦沢町の誕生を記念する彫刻を作成していただき、株式会社房
総カントリークラブの寄贈により役場敷地内に建ててあるということで、大変貴重な美術品
であるということは認識しているところでございます。これからも、町民はもとより、町を
訪れる方々にも親しんでいただきたいと考えるものでございます。

しかしながら、彫刻の周辺には植え込みや樹木の枝などがせり出していて、目立つことな
くひっそりとたたずんでいるような印象となっているかというふうに思っています。また、
敷地の隅というイメージも、そこら辺からつながってきているのかなという感じでございま
す。管理が行き届いていないことは事実でございます。

また、彫刻は360度周り全部から見ると聞いたことがございます。新年度予算のほう
では、敷地内の植え込みの撤去や樹木の伐採費用を計上しておりますので、ご質問の銅像
彫刻の周辺についても、きれいな環境にすることで皆様に気持ちよくご覧いただき、芸術を
楽しんでいただければと考えております。

また、庁舎内の町民ホールへの移動についての考えはということですが、この町民
ホールについては、過去には町に寄贈された工芸品などを展示しておりましたけれども、あ
まりにもホールの使い勝手がよくないということから、令和2年に職員提案事業として、町
民ホールの有効活用について提案を求めたところでございます。

その結果、一時的な作品の展示は可としましたけれども、そのほかについては、移動式の
パーティションを利用した周知ポスターなどの掲示をすることにしております。その理由と
しては、役場は災害活動の最重要拠点でございますので、有事の際は避難者や関係者などが
参集して参ります。その際、玄関口である町民ホールに固定物があつては、迅速な対応に支
障を来すことが懸念されたことから、即座に移動ができるもののみを置くことにいたしました。

また、最近の気候変動によって、昔に比べて夏はより暑く、冬はより寒くなってきており
ます。このようなことから、町民ホールは熱中症対策としてのクーリングシェルターの役割
も担っております。また、冬場には、消防団の歳末警戒出動式とか出初め式なども行われて
おります。40周年記念事業で実施した防災フェアも、当日はあいにくの雨となりましたので、
急遽、町民ホールに会場を移したこともございます。

このようなことから、町民ホールについては、通常はパーティションなどのすぐに移動が
できるものを置くことにしておりますので、彫刻を町民ホールに移動するという考えは持つ

ておりません。

しかしながら、大切な寄贈品、美術品でありますので、適切な管理に努めて参りたいと思いますので、ご理解をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田中リエ議員。

○1番（田中リエ君） 敷地内の環境整備の件なんですけれども、2回草刈りって普通に考えてちょっと少ないと思うんです。1か月ほど前にも確認していますけれども、結構背丈ほど伸びているものが校舎に向かって倒れてきているという形のものです。県道沿いのほう、グラウンド側のところは、まめというか、草刈りしてありますよと言いますが、何度も通って見ている中、何か企画的なものがあそこで始まる前にきれいになる。常にきれいにしろとは言わないけれども、正直今、乾燥していて、昨日も消防車とかも走っています。そういう面も考えて、ご近所、すぐ隣にはおうちもあります。町のほうから、もうちょっときれいにしろというか、草刈りをまめにやってくださいよと、もうちょっと強く言ってもいいかなと思います。

○議長（麻生安夫君） 石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） ご指摘ありがとうございます。

私のほうもちょっと確認をさせていただきましたところ、裏側の駐車場のところについては、冬ですので大分きれいになっておりました。山沿いのフェンスのところについては、やはり草のほうが茂っておりましたので、また草が出るような時期になりましたら、もう少し厳しくといいますか、お願いするような形になりますけれども、していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 田中リエ議員。

○1番（田中リエ君） じゃ、草刈りのほうはよろしくお願いします。

水銀灯の件なんですけれども、区のほうから要望があり、町のほうで取り付けてくれたということで私も聞いています。それでも暗いということで、是非つけてほしいということ聞いています。よろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） 石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） 最初の答弁と同じようになってしまいますけれども、ちょっと費用の面からそのことは難しいという考えでございましたし、この費用負担のほうを例えば町がするとなればつけられるかと思えますけれども、水銀灯自体については現在あまりつ

けていないことから、修繕が必要になるかもしれないというような話でございました。

いずれにいたしましても、k i tみずさわにつきましては、使用貸借ということでお貸ししているものでございます。こちらのほうから必ずつけてくださいということは言えないところでございます。また、施設内の水銀灯につきましては、あくまでも施設を明るくするためのものであると認識してございます。当然、防犯対策につきましては防犯灯等で対処すべきものと考えておりますので、そこにつきましては、区からの要望によりついているということでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 田中リエ議員。

○1番（田中リエ君） 今経営しているR. p r o j e c tなんですけれども、民間企業が…

○議長（麻生安夫君） 庁舎のほうの整備に移って。

○1番（田中リエ君） そうですね、最後……

○議長（麻生安夫君） 駐車場。

○1番（田中リエ君） いや、駐車場じゃありません。地域に対する役割のほうですね、全体的なんですけれども。大丈夫ですか。

○議長（麻生安夫君） 2回までしか再質問はできないようなルールなんですけれども。

○1番（田中リエ君） ③。

○議長（麻生安夫君） ③はさっきやらなかったか。じゃ、どうぞ。

○1番（田中リエ君） R. p r o j e c t、民間企業……。ごめんなさい、ちょっと忘れちゃった。

○議長（麻生安夫君） 庁舎駐車場整備の件で再質問。2項目めの再質問はいいですか。

○1番（田中リエ君） はい。

○議長（麻生安夫君） それでは、田中リエ議員の一般質問を終わります。

◇ 久 我 眞 澄 君

○議長（麻生安夫君） 次に、6番、久我眞澄議員の発言を許します。

久我眞澄議員。

○6番（久我眞澄君） それでは、通告順に従い質問いたします。

まず、今回の質問については、人口減少、高齢化を背景とした農地、空き家、空き地など

の対応について伺うものです。

まず1項目め、農地の管理についてということで伺います。

高齢化が進む睦沢町の農業では、総じて定年帰農者や半農半Xの方々により、いわゆる小規模農家ということで、専業農家とともに地域を支える主役となっております。

一方、今、国の定める農業政策では、農地の集約化、効率化、これを目指す方向がより明確になってきております。令和6年度の農地耕作条件改善事業の目標として、全農地面積の8割を担い手に集積すると、これを目標に掲げた政策でございます。

ついては、通告の質問要旨1点目ですが、今後10年先を見通す集約化支援事業の基礎となる町の地域計画検討状況について伺います。

続いて、2番目として、現状の多様な農業環境による結果を示している耕作放棄地の解消に向けての取組について伺います。

そして3点目ですが、経年劣化の進む農道の路肩や用水管等の漏えい破損修復工事、これについて、今、私どものところでは多面的直接支払金を使って対応しておりますが、これが全く費用としては間に合わない、このような場合が発生してきております。ついては、多額となる修復工事費用など、町の対応条件としてはどのようにになりますか、それを伺います。伺うのは、農道水路などの維持管理ということで伺います。

2項目め、空き家・空き地対策についてということで、空き家等、災害増幅のおそれがある立木等の伐採処理はということでお伺いします。

これは大変な難しい、条例をつくるにしても何にしても難しいことが考えられると思いますけれども、人口減少の進む中での後始末といいますか、処理として、是非とも進めなくてはいけない対策ということになろうかと思しますので、農地とともにこの辺もどうしていくのか伺います。

今回、特に私どものほうでお聞きしたいのは、空き家・空き地ということで、町営住宅です、町営住宅が先行きどうなっていくのか心配しておりまして、その対応策を今から考えておかなくてはけないということでの質問になります。

一般的な空き家対策とか、立木の伐採の処理ということでの回答でも結構でございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、久我眞澄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農地の管理についての3点をお答えいたします。

1 点目の農地の地域計画検討状況については、後ほど農業委員会事務局長より答弁をさせます。私からは、2 点目の耕作放棄地解消に向けた取組はについてからお答えをさせていただきます。

本町では、農地法に基づき、農業委員会が毎年 1 回農地の利用状況調査を行い、また、遊休農地の所有者等に対しては、今後の対応に関する意向調査を実施しております。

令和 6 年度の状況でございますが、農地台帳面積 900 ヘクタールのうち、耕作面積は 8 割に当たる 688 ヘクタールで、残る 2 割が耕作放棄地となっております。この 2 割のうち、再生利用が可能な荒廃農地として判断しているものは約 46% の 98 ヘクタール。一方、耕作が見込まれない原野化した土地は再生化可能な面積を上回り、54% で 114 ヘクタールという状況にあります。

耕作放棄地になる要因には、高齢化や後継者不足、農地の不格好、あと日照不足などの環境条件、鳥獣被害による耕作意欲の低下など多様であることから、複合的な対処が必要であります。

そこで、町といたしましても、これまで多面的機能支払交付金などの活用による維持管理の推進をはじめ、有害鳥獣防止柵の設置補助、農地中間管理事業や農地集積促進事業による集積・集約化、担い手不足に関しては、新たに就農を希望している相談者に対し、圃場のあっせんや支援制度の紹介等を実施しております。また、既に耕作放棄となっている農地を解消し、農業を継続していく意欲のある人に対しては、耕作放棄地解消事業により支援をしている状況であります。

本町の美しい田園風景は、人々の心を和ませ、農業・農村の有する多面的機能が私たちの生活において果たす役割とも密接に関わることから、引き続き農業委員会と連携しながら、耕作放棄地対策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、3 点目の農道・水路などの維持管理はについてお答えいたします。

集落内における農道・水路の草刈りや泥上げといった維持管理は、地元の利用者の皆様がきれいにするという精神の下に行っていただいております。この場をお借りして改めて感謝を申し上げる次第でございます。

将来を見据え、町の健全財政を維持しながら良好な保全管理を行っていくには、皆様の協働作業は不可欠なものとなりますので、町もこれらの協働作業に対し、多面的機能支払交付金事業を活用して、非農家も含めた地域ぐるみで協働作業が継続して行えるように、農地・水・環境保全管理協定運営委員会を經由し、農地維持活動費として交付しております。

また、近年の高齢化や世帯数の減少、担い手不足に伴う集落機能の低下の事態に対処するため、この多面的機能支払交付金事業は、トラクターの草刈り機アタッチメント等の購入費にも充てることができます。また、町でも今年度にラジコン式草刈り機を購入し、貸出しを始めており、機械化による労力軽減と効率化につながる取組は、町としても推進していきたいと思っております。

繰り返しとなりますが、農道・水路の維持管理の方針といたしましては、引き続き多面的機能支払交付金事業の活用と機械化の推進を図りながら、地域の皆様方と行政の協働によって維持管理に努めていくということが基本精神になろうかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

この後、先程の1番目の答弁については農業委員会の事務局長より答弁をさせます。

○議長（麻生安夫君） 御園生農業委員会事務局長。

○睦沢町農業委員会事務局長（御園生憲利君） 久我真澄議員のご質問にお答えします。

ご質問の農地の地域計画検討状況はについてですが、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、これまでの人・農地プランが地域計画として法制化され、令和7年3月末までに市町村が目標地図を含めた地域計画を策定することが義務づけられました。目標地図は、高齢などで耕作ができなくなった際に、次の耕作者へスムーズに引き継がれるよう、10年後の農地利用の将来図となるものです。

本町においても、昨年度までに農地の出し手、受け手の意向調査を行い、今年度には地域での協議を実施し、目標地図の作成、そして地域計画の取りまとめ、完成したものについては皆様に公表する予定でおりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 次に、空き家・空き地対策について、ご質問にお答えいたします。

近年の高齢化、人口減少社会が急速に進行する中、適切に管理されていない空き家等は増加傾向にあり、防災、防犯、また衛生、景観など、地域住民の生活環境に様々な影響を及ぼす社会問題であると捉えております。

これらの空き家等がもたらす課題に対し、町では、空き家の発生抑制や適正な維持管理、有効活用や除去の促進に努めているところでございます。しかし、空き家、空き地そのものは所有者の財産であることから、法律による財産権や所有権に基づき、その所有者の責任において自主的に管理することが原則となっております。そのことから、議員からのご質問のありました空き家等からの立木等の恐れに対しても、緊急を要するもの以外は、所有者を特

定して直接訪問または文書により改善を求めるようお願いをしている状況であります。

今後の社会情勢等により、空き家等の管理問題は増えることが考えられますが、睦沢町空き家等対策協議会や関係組織との連携を図りながら、適切な対策に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

空き家の対策内容、先程町営住宅と言っていましたが、一般的な部分について、この後担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） それでは、命によりお答えいたします。

町では、空き家対策として睦沢町空き家等対策計画に基づき、空き家化の予防、空き家の利活用、空き家の解消の三つの柱をバランスよく推進しているところでございます。

これまで行ってきた空き家・空き地バンク制度や空き家家財道具等処分補助、空き家除却支援補助などは継続して行うとともに、本年度に新たに行っている取組として、一つ目は、空き家・空き地の発生する要因として相続問題や所有者不明なことが挙げられることから、そうならないために生前から住まいの将来を考える機会を持ってもらえるように、住まいのエンディングノートを作成し、配布を始めました。

二つ目として、空き家の流通促進を図るため、民間の企業と包括連携協定を結び、空き家の利活用や買取りに関する情報提供ができるスキームの構築を進めています。

次に、空き家、空き地に関し、町に相談、通報のあった件数をご報告いたします。

今年度は、空き家に関しての相談、通報は8件あり、その所有者に連絡をさせていただき、4件が改善されております。昨年度は6件の相談、通報があり3件が改善されています。空き地に関しての相談、通報は、本年度に16件あり7件が改善されています。昨年度は10件の相談、通報があり3件が改善されております。

空き家、空き地とも、相談内容のほとんどは雑草や立木の管理に関わるもので、火災の危険、環境的に不衛生、倒木の危険があって不安であるとの内容になっています。未改善の箇所については、今後も定期的に経過観察していくとともに、通知文等による指導を継続していきます。

以上、答弁とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 久我眞澄議員。

○6番（久我眞澄君） それでは、2回目の質問として、まず1項目の質問要旨、農地の地域計画検討状況はということで答弁をお聞きしましたが、それについてまた質問させていただ

きます。

まず、質問の内容として、対応策としては地域計画ということで、国が定めた地域計画に従ってやっているという回答があったかと思います。しかし、その地域計画の参考とするその条例ですか、条例といいますか、変化が激しいというか、動きが激しい。ここに来て非常に、経産省のほうの条例等に関する変更が激しく動いているということが、私ちょっと調べた結果、先月やったのにまたもう次の条例、覆いかぶさる条例が出てくるのかというような状態でして、今日のところで、今年の2月28日にまた新たな条例が出ていまして、それだと令和6年に先程出たということでしたけれども、令和7年の頭に1回出て、さらに今回、バージョンが5.3と、その辺まで、これが先月の28日ですよ。新聞報道なんですけれども、このような勢いで出てくると、何を頼りにやっていけばいいか分からないというような状況になってきて、こちらとしても、どこにどうやって色んな改善、耕作放棄地も絡みますけれども、耕作放棄地の対応なんかについても、どこにどうやってやっていけばいいのか、そういうことが非常に混乱しているのが状態です。

その中でも、地域計画策定マニュアルということで出ているものが今言った話なんですけれども、その地域計画策定マニュアルの、これ私、随分、いいのかな、本当かなということちょっと悩んだんですけれども、最新版の地域計画策定マニュアルの冒頭文の中には、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されますと、農地の集約化等の取組を加速することが、喫緊の課題ですと、これが冒頭文の中でまとめられています。

その冒頭文の最後、最後の文面は、「地域の皆さんの努力で守り続けてきた農地を、次世代に着実に引き継いでいきましょう」とまとめられているんです。私、これを読んだときに、次世代に着実に引き継いでいきましょうということは、私なんか、後期高齢者について最近仲間入りさせてもらいました。これを読んだときに、年寄りのひがみというか、ご苦労さまでしたというようなまとめの文に感じたんです。お引き取りくださいということですよ、ご苦労さんでしたと。

それだけの文章で、年取ったら、私の地区では、私はどちらかというと若いほうに入れてもらえるかなというような状況なんですけれども、そこで、この中で農地の集約化を進めていくということが大前提で書かれていまして、これを基にやっていくということは、睦沢町の農業環境に合っているのかなということが非常に問題だなと思うようになりました。

その理由は、耕作放棄地の発生原因にもなるんですけれども、もともと耕作放棄地を対策

しようというのは、20年近く前に耕作放棄地発生状況とか、理由とか、対策とか、その方向とかというのがもう既に示されたものが、農水省のほうでまとめられたものが来ていますが、それを読むと、今の状況とほとんど変わらない指摘、変わらない原因、変わらない対策が盛り込まれていて、でもそのときに盛り込まれて、それに忠実に従ってやってきたのかと思いますけれども、その頃は、今回の地域計画策定マニュアルの前段階の中間管理機構を利用して農地集積しようというような感じだったかと思います。その頃からもう既にやっているだけけれども、全然なくなっていっていないと。これは非常に、また同じような対策、方法でやっていきますよというような格好なマニュアルになっているんですけれども、これで本当になくなっていくのかと大変心配しているわけです。

そもそも耕作放棄地がなぜ起きるかという、なぜ耕作放棄地になっているかということで、先程町長も言われましたけれども、人口減少や農業者の減少、そういうことが問題となって耕作放棄地が拡大しているということでやっていると思いますけれども、実際にはそうじゃないんじゃないかという耕作放棄地が出るということは、農業をやっている人が、それをやっても全然もうからない、要するに生計が立てられない、ここが一番の問題じゃないかと思うわけです。ですから耕作を諦めてしまう。諦めて、息子さんなんかにしてももう継がせたくない。息子さんは転出していってしまうと。職業は転出先で求めると。定年になって帰ろうかなと思っても、もうやる田もないし……

○議長（麻生安夫君） 2回目の質問している。

○6番（久我眞澄君） ああ、そっち入っちゃったね、そういえばね。

1回の質問の地域計画策定の話に戻りますけれども、この地域計画策定マニュアルの中で、要は集積化するのが大事だよ、集積しますよということを言っているんで、本当に集積できますかということですね。

それで、この地域計画策定マニュアルは、今年の3月に提出期限が来ているというものと理解していますが、3月に既にもう提出準備が出来上がって、どのような形で出来ているのかを伺います。

それと、これが出来上がったときに町のほうで閲覧できるのかどうか、私ども、公開するのかどうかですね。所有者の話とか色々あるかと思いますが、その地域計画が出来たら、今やっている農業を10年後を見据えてやっているということなんですけれども、10年後、私もういない、そうした場合にどうしようかという話になるわけですが、あるときに、私、営農組合やっているんですけれども、営農組合を絶対潰さないでくれと、私どもが後を

継ぐまでは何とか続けてくれと、そういう声があったんで、じゃもうちょっとやってみるかというところから始めていると、これが現実なんで、地域計画策定マニュアル、これはこれからの補助金の動向にも深く影響してくるものだとして理解しますので、この辺のことを十分気を配ってやっていっていただきたいなと思います。

これで2回目終わり。

○議長（麻生安夫君） 御園生農業委員会事務局長。

○睦沢町農業委員会事務局長（御園生憲利君） 地域計画につきましては、国が示すスケジュールに基づいて策定を進めておりまして、あらゆる地域の農業者や関係機関との話し合いに基づきまして町が策定するもので、10年後の農地の利用の目標地図を作成するということになっております。また、様々なご意見をいただきましたが、国の動向等にも注意をして進めて参りたいと考えております。

また、町部局の産業建設課とも連携して取り組んでおるところでございまして、公表につきましては、具体的にまだ決まってはおりませんが、公表させていただく考えております。ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 久我眞澄議員。

○6番（久我眞澄君） 今の回答の2回目の質問というのは出来るのかな。

地域計画について2回目の質問に入ります。項目1の①。

○議長（麻生安夫君） 3回目ですよ。

（「議長、うまく進めてくれ。よく分からなくなっちゃう」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 1項目の3回目。農地の管理についてで3回目の質問。

○6番（久我眞澄君） 農地の管理で細かく分けたのを含めて3回ということ。じゃ全部まとめて3回目の質問ということで言います。

3回目の質問の中で、まず要旨1の地域計画については、先程言った地域計画の動向を十分見ていただきたいということが一つと、この農地改善事業について、今年の2月23日にまた改善が出ていまして、農地改善事業農家負担なし、要件見直し、地域計画区域5ヘクタール未満に、要するに、今までの農地集約の計画ではなかなか進まないよということで、大幅に条件が緩和されたということが新聞報道では出てきております。その中に、ひょっとしたら私どものやっている狭い農地でも、十分その辺の支援が得られるのかなということに私は期待しておるわけですが、その辺の、今私どもやっているところの農地の要するに細かい田ですよ、小規模農家は細かい田をやっているということに対して、どの辺までこの緩和

された条件の中で対応できるのかなと、それを確認したいということです。これはここで話してもしょうがないので、また追って産業建設課のほうにお尋ねしますので、よろしくお願いします。

それとあと、今度は耕作放棄地の3回目。3回目の質問を続けます。

耕作放棄地なんですけれども、先程言ったように、実際の原因は、要するにもうからないよということがあって、継ぐ人もいないし、担い手もだんだんなくなってくる、やっている人も高齢化でやるだけやろうというような話になってきて、これは優良な農地でも耕作放棄地になり得るということだと思います。

何はともあれ、今回、地域計画策定マニュアルの中で、マニュアルじゃない、大幅に条件が緩和されたというその中で、小さな農家でも、要は副業的な農家ですね、副業的な農家でも、帰農してやる。帰ってきて、両親の介護をしながら、孫の面倒を見てもらいながら、そして自分も田畑で農業をやって何がしかの利益を得て、たまにはゴルフに行くかとか、そういうことができるようになります。そういう3世代が近場に住む環境、そういうものが出来れば一番いいなと考えての質問だったので、それに沿った格好の質問、一般質問だけでなく、これから担当課のほうで十分話させてもらおうということで、3回目を終わります。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 議員おっしゃるとおり、農業がもうからないから離農してしまう方も大分いると思います。おっしゃるとおり様々な制度が変わっていく中で、先程言ったとおり、再生可能な面積が98ヘクタールある。これが原野化しないように、様々な制度をしっかりと、町としても農家の皆さんに支援制度が出たならば提供できるように、小さい農地耕作でもそこら辺を対応できるように、アンテナを高くして情報共有できるようにしたいと思いますので、ご理解よろしくお願いします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 次に、空き家、空き地の対策についてということで再度お伺いします。

空き家、空き地は、これも町のほうから言ってもらう、そういうことで何とか半分ぐらいは解決しているようなことを聞いて、まずはよかったかなと、随分やっただけしているのかなと思います。

しかしながら、空き家になる前、前段階で既に木を切ったりうちを直したり、そういうことができない独居老人の方々が大量いて、言ってもそれはちょっと無理だろうと、どう見て

も無理だろうというような方々が住んでいる家が結構あるんです。そのような方々に、切ってくださいよ、これは持ち主の責任ですよと言っても始まらない。空き地についてもそうですね。ようやく持ち主を見つけても、今それどころじゃないんだよ、勘弁してくれよという話、本当かどうか分かりませんが、そういう話になっていく。近場で日々そういう人たちの生活を見ていると、これは大変だろうなというところが多いんですね。

参考までに、茂原市でかつて高度成長時代に市営住宅をたくさん造って、従業員等の施設、住宅ということで造っていますけれども、工場が撤退していく中で、もう既に誰も住まなくなっている。その住まなくなった建屋というのは、今、住宅団地なんですけれども、全然手入れがされなくて、戸は外れっ放し、ガラスは割れっ放し、雨漏りはする、そういう状況の中でまだ建ってやっていると。市営住宅にかかわらずそういうことになってしまっているということで、住んでいる人もいますよ。まだ何名かいるんだけれども、そこで住んでいる人が、俺はここは天国だなんて言って、雨漏りのする部屋でもそこに住んでいるということですけども、やっぱりもうちょっと深く介入してやらないと始末ができないのかなという気がするんですよ、対策として。

木を切るにしても、俺そんなの切れないよ、頼む金もないよ、誰に頼んでやればいいんだよ、身内がそんなにいないんだから、後で引っ越してきていないんだからなんていう話になってくると、これはと思うので、その辺を条例がどうのこうの、人の財産がどうのこうのという前に、もうちょっと何か手が打てないかなと思います。何かその辺のうまいことを考えてもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） それでは、空き家等により倒木等の被害が出たというか、切る人がいない対応についてなんですけれども、先程も答弁させていただきましたが、立ち木等のものにつきましては、所有者が管理をするのが大前提となっております。ただ、議員がおっしゃるとおり、今、高齢化で動けない、お金がないという方もいらっしゃると思うんですけれども、公平性を欠くために町が全てやるわけにはいきませんので、災害と同じく自助・共助ということで、改善されないところは、地元にも町からも相談をさせていただいて、対応してもらおうように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） よろしいですか。3回目。

○6番（久我真澄君） 今の回答なんですけれども、一生懸命やっただいて、成果も出ているということで、大変ご苦勞な仕事だと思っております。

ただ、それだけでは解決しないよということがまだ半数以上あるよということなので、そのところを何とかという、しゃちこばった格好でいく以前に、もっとほかの人に協力してもらうとか、そういう協力してもらったものを町のほうでちょっと補助してもらえとか、環境整備費用か何かそういうものでちょっと補助してもらえとか、そんなようなことを考えていただければと思います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 議員おっしゃることは、とてもよく分かります。今、立ち木とかでおそれのあるところで、先程答弁させていただいたとおり、文書をもって所有者を確定して連絡をするというやり方をしていますけれども、本当に独居老人のように経済的に厳しいうちだけがやらないわけじゃなくて、やれる財産を持っていてやらないところとかもありますので、まずもってそこら辺をしっかりと除去してもらうように、再度通知をするなりして、少しでもやれるところから手をつけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） これで、6番、久我真澄議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩させていただきます。

（午前11時45分）

○議長（麻生安夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（麻生安夫君） 一般質問を続けます。

8番、田邊明佳議員の発言を許します。

田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い質問させていただきます。

一つ目、町有地について質問させていただきます。

町が所有している普通財産100万平方メートルのうち、山林は令和5年度末で72万3,528平

方メートルという広大な面積です。主に瑞沢地区に多くあると思いますが、以前、佐貫地区においては、町有地の有効活用に向けての民間の提案事業者を募集したこともありますが、しかし、妙楽寺地区とともに町有地の活用は進んでおりません。町として、これからの町有地の活用と保全についてのお考えを伺いたいと思います。

二つ目、害獣対策について伺います。

イノシシ、キョン等の害獣の広がりが増えますが見られますが、町の対応を伺いたいと思います。

これまでも質問させていただいておりましたし、町でも対応に苦慮しているのは存じておりますが、最近は散歩をしていてもイノシシに遭遇することがありますし、先日はキョンが日中佐貫縦貫線を走っており、また夜間には広域農道で車に追突している現場にも遭遇いたしました。

報道によりますと、新潟県上越市では、イノシシの目撃情報が相次いでいて、2月に入ってから5人の負傷者が出ています。また、環境省の令和7年2月27日のイノシシによる人身被害についての速報値では、令和6年度、これは令和7年1月末暫定値でございますが、イノシシによる全国被害者数が76人と出ております。

当町でもいつ何どき、こういった被害に遭われる方が出ないとも限りません。実際、児童・生徒の登下校で不安があるとお声もあると聞き及んでおります。また、農作物への被害は言わずもがなで、皆様ご存じのとおりかと思えます。

町のホームページには、イノシシに関する注意事項がございますが、人が注意する前に害獣を減らす最大限の努力が必要かとも思います。以前から何度も私を含め何人もの議員がこの害獣対策について質問して参りましたが、これから先、米価は上がったとはいえ、高齢化により耕作放棄地が増えることも考えられます。また、高齢者の方が多くなっていき、害獣にとって人が比較的脅威でなくなり、土地が荒れて住みやすい場所が増えれば、ますます害獣は勢力を増し、被害者が出てしまうかもしれません。

現状、私から見て、町は現状維持での対応になっているやに見えますが、もう一歩進めた対応策も必要ではないでしょうか。町の考えを伺いたいと思います。

三つ目、子育て支援について。

1月29日の新聞報道にて町長の所見が掲載されておりました。その中で、以前から私が訴えておりました教材費について、子どもの教材費を町が負担していきたいとの発言がございました。現行法においては、教育基本法は義務教育の無償とする範囲が授業料に限っており

ますが、私は、憲法26条2項後段の「義務教育は、これを無償とする」とあるように、教育に関わる教材費などは無償とすべきと考えております。

逆に給食につきましては、私は、子どもの命に関わるものとして、食はその家庭において責任を持ち、伝統であるとか、保護者から受け継いでいく味や思い出を家庭でつなげていくべきだと思っております。それがコンビニ食であっても、オーガニックでも、手作りでも、宅食でも何でもいいと思います。子どもにとって必要なのは、誰と食べたか、どんな話をしたか、どんな思い出があるか、そちらのほうが大事だと思っております。それを給食がお手伝いするのはいいとは思いますが、給食がその子どもの食の教育のメインになるのは筋が違うのではないかと私は思っております。給食というものだけで子どもがよく育つわけではないと思います。あくまでそれを介在した保護者と子ども、周囲とのコミュニケーションのほうが重要と考えます。

道はそれでしたが、町長におかれましては、以前より子ども・子育て支援については、同じ方向性を持っていると考えておりますが、教育に関する子育て支援についての考えを再度伺いたいと思います。

四つ目、町広報について伺いたいと思います。

広報むつざわ2025年1月号の町長の表紙について、町の意図するところを伺いたいと思います。

この表紙につきましては賛否両論あるとも伺いましたが、私に寄せられた声は思わしくなく、そして議会で町長に対して、あの表紙に疑問を持つ住民もいるということを伝えてくださいとお願いされました。その方々に対して十分納得のいく説明をしていただければと思います。

以上4点、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、田邊明佳議員のご質問にお答えをします。

1点目、町有地について、町には広大な山林等の町有地があるが、今後の保全・活用等はどう考えるかについてでございますが、町道妙楽寺佐貫線の土地については、町有地の中でも面積としては大きくまとまっており、町としても活用を図って参りたいという思いは持っております。

しかしながら、議員ご承知のとおり、この公有地についてはほぼ山林であり、高低差も大きいものとなっておりますので、活用方法も限定されると思っております。過去には、先程

議員おっしゃったとおり、公有地活用事業として公募により提案を受けて活用を図りましたが、提案された案では採用に至りませんでした。

また、令和3年度には、一宮川改修事務所から改修による発生土での埋立てや盛土を行うことも検討されましたが、環境に与える影響、防災上の懸念から、地元の理解が得られなかったということで実施に至りませんでした。

今後は、事業者等から使い道について提案しやすい環境を整え、提案があれば検討した上で、出来る範囲で協力して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、害獣対策についてお答えをいたします。

イノシシ、キョン等の害獣の広がりや、農家の方々の営農意欲の減退に加え、車両との衝突事故が発生するなど、町民の安心・安全にも関わる重要な問題であると考えております。

このため、昨年3月議会でも答弁をさせていただきましたが、町では、睦沢町鳥獣被害対策防止計画に基づき、個体数管理、被害防除、生息環境管理による3本の柱を基本として、総合的かつ効果的、効率的な対策に取り組んで参りました。

直近の実績を申し上げますと、個体数管理では、町猟友会の協力をいただき、昨年度は箱わなやくくりわなにより、イノシシを318頭、キョンを8頭捕獲しました。今年度は、1月末現在でイノシシを227頭、キョンを16頭捕獲しました。今年度も、イノシシに関しては年度末には300頭を超えるものと思われます。

被害防除では、国や県の補助事業を活用しながら、農地を囲むように金網防護柵や電気柵を設置しており、昨年度は金網防護柵を3,230メートル、電気柵を1万1,900メートル設置したところでございます。

生息環境管理では、地域ぐるみにおいて耕作放棄地の解消、農地や竹林の下刈り、収穫しない野菜や果物の適正処分等と呼びかけ、集落に害獣を寄せつけない環境づくりの促進に努めているところでございます。

また一方で、害獣の捕獲従事には狩猟免許資格者の協力が必要となりますが、町内における狩猟免許の資格者は高齢化で成り手不足が課題となっております。そのため、今後は新たな狩猟免許取得者の増加が図れるように、待遇面での制度とサポート体制を整えていきたいと思っております。

今後とも、町民の皆さんが安心して営農や生活が出来る環境の実現に向け、猟友会や千葉県、近隣市町村との一層の連携により害獣対策を推進して参りたいと考えておりますので、

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして3点目、子育て支援について、私の子育て支援の考えを再度伺いたいとありますが、新聞に掲載されたインタビューの中では、学校建設と防災力強化のための自主防災組織、福祉タクシーや教材費などのお話をいたしました。

子育て支援についてのご質問であります、記事にありました、子どもたちが学習するドリルなど保護者の経済負担軽減に対する取組について答弁をさせていただきます。

記事にありました学習ドリルは、令和5年度から小学校、令和6年度からは中学校にも導入をしました学習支援ソフト、スマイルネクストのことで、学校の授業や家庭学習、長期休暇などで活用しているものになります。令和6年度までは、それぞれの学校の保護者から集めた教材費の中からその使用料の一部をご負担いただいておりますが、令和7年度からは、町が全額負担するよう新年度予算に計上をさせていただきました。

また、小・中学校における教材費全般においても、個人が購入するのではなく、町が用意し、代用したものについては検討するよう教育委員会に指示を出したところでございます。小学校ではピアノの代替として町でキーボードをそろえましたし、中学校ではアルトリコーダーの購入を見直し、代替として学校で不足しているクラシックギターの購入費を令和7年度予算に計上させていただきました。そして、令和7年度からは、各小・中学校と教育委員会とで、教育費についてさらなる協議を行うとの話も伺っておりますのでございます。

町の財源は限られておりますが、知恵や工夫で保護者の経済負担の軽減につながるよう、今後も努力していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に4点目、町広報について、広報むつざわ2025年1月号の表紙について、町の意図するところを伺いたいについてであります、今年の広報1月号については、私が表紙で写っている写真を採用したところでございます。

今年度から、広報の担当部署が総務課から企画財政課に移ったこともあり、今までのものと違う取組をすべく進めてきたところでございます。特に表紙については、昨年度までと比べまして、被写体を出来るだけ大きくすることにより、紙媒体での広報紙だけではなく、小さな画面のパソコンやスマートフォン、タブレットなどでも見やすいものを意識したつくりとなっております。また、人についてもクローズアップをして、昨年の8月号では町出身のプロボクサーもご紹介させていただきました。

このような流れの中で、本年1月号については、記事の中に新年の挨拶もあったことから、私が表紙になったということでもあります。反響については賛否両論ありましたが、意欲的な

取組としてご理解くださいますようお願いをいたします。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございます。

まずは1番目、町もちろん活用したいと思っているのは重々承知しておりますし、それに関して大変な努力もされているというのも存じ上げております。

ただ、確かに町長の言うとおりの土地も限定されているし、なかなか地元の理解も得られないこともあるというのは仕方ないのかなという気もします。ですが、人口減少で環境が変わっていくのはある程度は致し方ないんですけれども、瑞沢地区は郵便局も農協も学校もなくなって、でも自分たちで地域を守る活動は懸命に取り組まれているんですよね。防災面もそうですし、環境保全も。ですから、そういった方々に報いるためにも、町有地の有効活用をしっかりとしていくべきというのは、私は本当に思っているんです。

また、町有地について、以前の一般質問の中で、土地利用計画の中でのゾーニング分けの進捗を質問させていただいたんですけれども、これについて、以前のお話では、瑞沢地区のほうである程度先に、光が随分差すようなお話、また打合せを進めているというご答弁があったんですけれども、これからもそういったところで期待を持っていいいのかどうかお聞かせください。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 議員と、その瑞沢地区の町有地については有効活用しなければいけない、また地域の皆様方の期待に応じるべく活動しなければいけないということは重々分かっているところでございます。

光が差しているというお話をさせていただいた土地利用計画を作成した後、様々な企業さんにお話をさせていただきました。企業さんからは、ディベロッパーであったり開発業者であったり話をしているんですが、やはり土台になる土地がある程度整備されたところに関しては、出店もしくはそこに開発に資する事業体を設けたいというお話をいただいて、町のほうで開発をするところまでの予算がないことから、今のところ立ち止まってしまっている。

ただ、広大な町有地に対して興味を示される企業さんはいらっしゃるということで、そこは確認が出来たところでもありますので、前回の土地利用計画を利用した中で、来年度予算にも反映をさせたいと思っているんですけれども、サウンディング調査をしながら、この土地にはこういったことが企業としては進出する可能性がある、また、この土地にはこういった

可能性があるということで、さらに推し進めていきたいと思います。それには、やはり地元の皆様方のご協力も必要であると考えますので、ある程度話が見込まれるようになりましたら、すぐに地域の方々にご紹介をして、こんな話が進んでいるということで持っていきたいと思っていますので、ご協力、また情報をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） ありがとうございます。

そうですね。提案理由説明書でもそれらしい文言はありましたので、何かあるのかなと期待はしていたんですがございますけれども、町長のお話では、興味を示す企業さんもおられるということで、まだまだ希望を捨てずにやっていってくださったらなと思います。

また、それを引き続き進めた上で、全国では、町有林を活用した隣接する自治体間でコンソーシアム構築事業に取り組んだり、町有地に植えた木をバイオマス発電、これは前の町長も言っていたんじゃないかな。これは出来なかった話ではあるんですけども、そういう取組を進めている自治体もあるんですけども、町有地の活用というのはどの自治体も悩みどころではあると思うんです。近隣も山林が多い自治体だと思います。木しかないような状態ですけども、そういった自治体間の連携、研究等もされてはいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まさにおっしゃるとおりであって、瑞沢地区にかかわらず、大多喜町、長南町と隣接しているところがあります。長南町に関しては長生郡市ということで、同じ割り振りの中に収まっている自治体であるので会話することが多いんですが、先日も大多喜町の町長さんとも、いすみと長生という線が今まであり過ぎたがゆえに、交流がなかなか出来ていなかったねということで、もうちょっと、土地の問題だけではなくて、活性化事業であったりとか、経済に資するものであったりとか、連携を取るべきだろうなという話をさせていただいていますので、そこら辺は土地開発だけではなくて、様々な面で、大多喜町であったり、いすみ市であったりと、少し連携を強めていきたいと考えていますので、是非とも議員さん同士のつながりの中でも、そこら辺を枠を広げた、長生郡市議員会の枠から出た、それぞれの付き合いのつながりの中で広げていけたら、より睦沢町のためになるのかなと思いますので、そこら辺は是非ご教示いただきながら、また連携を取っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） ありがとうございます。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

町としては、やれることは最大限やっているというようなお話のようでございますが、町長も申されておりましたけれども、成り手不足、それは本当に喫緊の課題ではないかなと思うんです。その件に関しまして、千葉県では千葉県有害鳥獣捕獲協力隊という事業を行っていますけれども、これは町もご承知かと思います。

捕獲の新たな担い手確保のための実践コースや、習得した技術を県内での有害鳥獣捕獲に生かしていただくために、市町村とのマッチングの機会を設けているというお話ですが、また狩猟免許をお持ちでない方には疑似体験コースの参加を開催する、またはふるさと納税等も行っていると聞いておりますが、新年度予算の話になってしまうんですけれども、金網や電柵等を増やす、大変大きな金額になっておりますが、やっぱり金網等も、以前大雨が降ったときに金網ごと倒れていってしまったり、また電柵をやるのはいいんですけれども、電柵は電柵で、除草剤を多くかける耕作者さんもいるので、そういった面での心配も出てくるわけですね。

ですから、やっぱり捕獲、そこに重点を置いたほうが私はいいいと思うんです。ですから、成り手不足を課題とするということで、何か具体的な考え等あるようでしたらお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 先程お答えをさせていただいたとおり、狩猟免許のサポートであったりとか、待遇での整備を整えていっているところでございますので、捕獲をするほうに力を入れたいというのはありますので、そこら辺、ちょっと担当課長から補足をさせますが、捕獲者、捕獲をする従事者を強化していくという考え方で今進んでおります。補足については担当課長よりさせますので、よろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 町で行っている捕獲者の成り手不足に対する対応なんですけれども、趣味で行う狩猟、ハンターについては楽しいものでありますが、有害駆除になりますと、やはりそれなりの責任と労力、時間的制約や安全対策が課せられる仕事になります。その辺も考慮しまして、町は狩猟免許取得者に対して積極的に補助金等でサポート体制を強めていきたいと思っております。

また、県では、キョンに関して捕獲実績が、キョンは千葉県を南のほうから北上してきました、ちょうど睦沢ラインが北上を食い止めているラインだということで聞いております。それ以上北上させないために、昨年度に新たな捕獲方法の開発検証の企画提案を千葉県では行って、新たな捕獲方法を今模索していると聞いておりますので、新たな対策、先進事例等も積極的に取り入れるようにして努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） すみません、先程聞こうと思ってちょっと飛ばしてしまったんですが、そのサポートですけれども、新年度予算を見ると桁が違うんじゃないかなという予算なんです。それで本気で狩猟免許取得者を増やす気があるのかどうかという疑問が私にはあるんです。

あと、駆除従事者への睦沢町有害鳥獣捕獲報奨金が、イノシシとニホンジカで1万円で、キョンで7,500円で、ハクビシン、アライグマ3,000円とありますけれども、高いか安いかと申したら、猟銃を使う方は危険もございますし経費もかかります。見合う金額なのかなと思うんですけれども、町としてはどうお考えなのかお聞かせください。

すみません、議長。3回目ですね。もうちょっと言います。すみません。

これ本当に、何でもこう言っているのかというと、自分たちの生活を脅かされるということもあるんですけれども、担い手がいなくなっていくと、行政の負担、職員の負担、これ大きくなっていくと思うんですよ。結局やる人がいなかったら、やっぱり行政でやらなきゃいけないのかということになってしまおうと思うんですよ。だから、それを防ぐためにも早急に対応していただきたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） まず1点目の来年度の金網柵、電気柵の予算については、事前に地元の区長さんに調査しまして、設置の箇所、延長を調べておりまして、それについては適正に予算は計上してございます。

あと、報奨金につきまして、今、町のほうでは、イノシシ、シカについては1万円、キョンでは7,000円ということで払っておりますが、これについても、従事者さんからは、今、ガソリン代が上がったり資材が上がって、安いんじゃないかというお声はあるんですけれども、今、県の補助金を活用してお支払いはしております。来年度からは国の補助金も活用しながら、町の負担金をなるべく下げるようにしておりますので、この辺も近隣の町村の金額

を確認しながら検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

すみません、1点答弁漏れがありまして、申し訳ございませんでした。

資格の補助につきまして、昨年度まで町では8,000円でした。今年度になりまして1万円に増額はさせてもらったんですけれども、こちらについても、ほかの町村では更新の際の補助とかもございますので、その辺もちょっと検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） これにつきましては、また予算委員会でやりましょう。

それでは、三つ目の教育ですね。

町や教育委員会の取組は、1回目の説明で大変よく分かりましたけれども、こういった場でないと知ることが出来ないというのは、大変もったいないといえますか、その中にいますと、そこにあることが当たり前で気づかなくなってしまう。支援として認知されにくいことも起こってくるのではないのでしょうか。昔から当町はPRが得意ではないですけれども、子どもを大切にしている町、そういう姿勢が保護者や町民へのPRが少ないのではないかなと、私から見ると思ってしまうんです。

睦沢町は、こども園からして、子どもたちにとっては大変いい環境であると思っております。高度な内容をやっているから保育士さんたちが大変ということも聞くんですけれども、大変環境はいいと思っております。また、給食費についても、保護者負担は実質1,600万円と聞いているのですけれども、町の負担は6,300万円ほど。この物価高の中で栄養士さんも調理師さんたちも工夫して、おいしい給食を作っております。

謙遜することはないと思いますし、PRはどんどんするべきだと思うのですけれども、なぜこのようにおしとやかというか控え目なのか。もうちょっとPRされたらどうでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

保護者へのPR不足とのご指摘であります。教材費がゼロ円まで、全く負担なしというところまでいけば大々的にPRも出来ますが、まだまだ、先程もちょっと話したとおり、小さな取組の積み重ねの段階でありますので、あまり大々的にPRが出来ない、しづらいというところではありますが、議員のご意見は大変ありがたいものと思っていますので、今後、さらに小さな積み重ねを重ねていくということで、取組についてはPRをしていきたいと思っておりますので、是非ともよろしくお願いいたします。

着実な教育行政を行っていきたいと思いますので、引き続きご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） まだまだ小さな取組で積み重ねていくということでございますが、でも学校校舎建設も順次進めていく中で、ソフト面の充実も必要となっていくと思うので、それなら教材費ゼロ円、町長やってみませんか。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） やってみたいとは思いますが。私も、先程の給食費無償化よりも教材費無償化というところが、私の考えの中ではずっとあるところであります。

ただ、前のおり給食費については、近隣町村の動きであったりとか、県の動き、国の動きによって、そこはそれに準ずることもあると思いますが、一步踏み出すのであれば、教材費の無償化に近いところまで持っていきたいと思っていますので、今やるとは言い切れませんが、積み重ねていって、なるべく保護者の負担を軽減出来るように、さらに取り組んで参りますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） ありがとうございます。

四つ目です。私は、表紙については特に何の感想も抱きませんでしたけれども、肯定的でない声が複数寄せられて、それを届けてくれと言われましたら、議会へと、町へと届けるのが私の仕事でございます。

恐らく、私に申し出た住民の皆様は、今現在先の見えない物価高、上がらない年金受給、上がらない賃金、生活の苦しい方もそうでない方も、鬱屈した思いを抱えているのではないかと私は思うんです。全国でも最近デモが多く開催されていますよね。

そういった中で、表紙がポジティブに、皆様の生活を強く守っていきますという捉え方でされればよかったとは思いますが、そうはならなかったということで、私にこうして話が来てしまったということでございますが、町長におかれましては、2期目はまだまだ始まったばかりでございます。町民へのアンテナを高くしていただきたいと切に願うものでございます。

私が思うのに、こういったことを調整してくれる副町長が必要なのではないかなと思って

おりますが、副町長がいれば、同じ町長の表紙でももっと違う捉え方、そういったものが出来たのではないかと私は思うんですけれども、また時期によっては、あの表紙は公職選挙法にも関わってきかねないものなんですよ。そういったところも、やっぱり止めてくれる副町長という存在は必要ではないでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まずもってその表紙が、私の思いとしては、10年後、20年後を町民の皆さん共に求めていきたいと思いますということで、上目遣いというか、右斜め前を向いているところになっていたところ、そこら辺がPR不足、もしくはそこに一言二言書き込みがあれば違ったところもあるかもしれませんが、そういった思いで話題性を生みたいというところもありました。

注目をされる広報にしていきたいがゆえに、町民一人一人が表紙になり得る、個にズームアップしたものを作ろうということで、企画財政課のほうにはお願いをしていたところでありますので、そこら辺、足らなかったところを今反省するとともに、そこら辺を補佐する副町長がいればよかったのではないかという言葉も真摯に受け止め、副町長に関しては、早い段階で本当に置きたいと思っておりますので、近い段階で皆様にご審判いただくところもあるかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

何よりも、あの表紙については、不快に思われた住民の方がいたならば説明をするべきだった、もうちょっと付け加えることが必要だったとは思いますが、20年後、30年後の睦沢町を見据えていたんだ、見ているんだ、みんなで夢見ていこうという思いがあったということも、もしそう思われた方がいたらお伝え願いたいなと思います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） これで、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎議案第7号及び議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第5、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び日程第6、議案第6号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、2議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告、令和6年千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告により、関係する条例の給与及び手当等について一部改正を行うものです。

主な内容としましては、給料月額並びに期末勤勉手当の引上げ、また各種手当の見直しです。

第1条につきましては、令和6年度における改正で、国や県に準じ、給料表や期末勤勉手当の引上げを行うものです。

第2条は、令和7年4月1日からの改正として、給料表のアップデート、各種手当のうち、扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職特別勤務手当の見直し及び令和7年度以降の期末勤勉手当の率を均等にするための改正です。

第3条では、特定任期付職員の給料及び期末手当の率の引上げを行い、第4条では、4月1日からの改正として、特定任期付職員にも勤勉手当が支給されることとなるため、今まで規定していた業績手当を廃止するとともに、令和7年度以降の期末勤勉手当の率を均等にするための改正を行います。なお、本町における特定任期付職員の採用実績はございません。

第5条は、令和7年4月1日からの改正として、暫定再任用職員についても住居手当を支給出来るように改正するものです。

また、附則では、経過措置に関する事項を規定しています。

ここで、今回の給与改定に関し、もう少し詳細な説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、第1条に戻りますけれども、第1条には、人事院または千葉県人事委員会からの勧告によりますと、大きな月例給の引上げ、これが平成3年以来33年ぶりに行われるというところでございます。民間との較差3.3%、これを埋めるため、初任給及び若年層に特に重点を置いた月例給などの引上げとなっております。

まず、月例給については、初任給を大卒で2万3,800円、高卒で2万3,600円を引き上げ、若年層に重点を置いた改定となっております。

各級でも幅がありますので、これは平均の改定率にはなりませんけれども、1級で9.6%、2級で7.1%、3級で3.4%、4級で1.3%、5級、6級で1.1%、7級で1.2%といったような平均の改定率になっております。

なお、改定の実施時期については、月例給の引上げが令和6年4月1日に遡及して給与水準の引上げとなります。

また、期末勤勉手当についても、年間の支給月数を期末手当0.05月、勤勉手当0.05月、合わせると0.1月分引上げとなります。この期末勤勉手当については、第1条で、本年度12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、第2条において、令和7年度以降は6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げるものです。

なお、遡及分につきましては、本議会において可決がされれば、3月中に差額を支給させていただきますこととなります。

そして、第2条でございますが、こちらは本年4月からの改定となります。行政職員等の給料表の改定です。

国や県などの地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮し、国と同様に給料表のアップデートを行うもので、行政職給料表については、3級から7級について、各級の初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引上げを行うものです。また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に見直しをするものです。

そして、各種手当の改正でございます。

まず、扶養手当ですが、民間企業においては、配偶者の働き方に中立になるよう配偶者手当の見直しが進められていること、近年、官民ともに配偶者に係る手当が縮小傾向にあること、また、少子化対策が推進されていることなどを踏まえ、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を1万円から1万3,000円に引き上げることとされました。

配偶者に係る手当の廃止は2年かけて実施し、現行6,500円が令和7年4月1日からは3,000円に、令和8年4月1日からはゼロ円になります。代わって、子に係る手当額の引上げも同様に2年をかけて実施されることになり、令和7年4月1日からは1万1,500円に、令和8年4月1日からは1万3,000円になります。

なお、附則において経過措置を取っております。

次に、地域手当であります。地域手当とは、物価高の地域に勤務する職員等に支払われる手当になります。地方と都市では生活に係る費用が異なることから、生活費の差額を補填するために支給される手当でございます。

この地域手当が、令和7年4月1日から都道府県単位に広域化されます。千葉県の指定率は都道府県単位で4%ですが、国基準の支給基準を見ますと、都市部では12%や8%といった自治体もありますが、睦沢町については、都道府県単位の4%の地域手当の支給が導入されます。

この地域手当は、今までは人口5万人未満の市町村で、国における指定基準により判断出来ない市町村にあつては、原則として支給対象としないことという総務省からの通知を受けて、本町ではこの地域手当を支給していませんでした。ただし、総務省通知以前、平成17年までは調整手当という形で、本町においても給料、扶養手当、管理職手当に対し2%を支給しておりました。

この地域手当の支給が20年ぶりに復活し、この4月からの支給となります。勧告による睦沢町の地域手当の支給割合は4%ということですが、やはり2年をかけて実施されることとなり、令和7年4月1日から2%とし、令和8年4月1日からは4%とするものです。こちらにも附則において経過措置を取っております。

次は通勤手当についてですが、近年、人材確保の困難性が高まるとともに、ワークスタイルやライフスタイルが多様化する中で、県外などからの採用なども考えられることから、国では通勤手当の支給限度額が一月当たり15万円に引き上げられました。これにより、町の現行条例では通勤手当の限度額を定めておりませんでした。今回の改定で国の限度額に倣うものでございます。

また、単身赴任手当についても、今までは、例えば災害応援などで本町から県外へ派遣した場合などに単身赴任が余儀なくなった職員への支給でしたが、近年は、採用志望者の年齢の幅が広がり、かつ遠方からの通勤もあり得ることから、採用時から単身赴任を余儀なくされる職員も対象として単身赴任手当が支給されることになります。

そして、管理職員特別勤務手当ですが、現行では、規則において休日に6時間を超える勤務をした場合に手当の加算がありましたが、平日においても、災害への対処など深夜に及ぶ勤務を行っている実態が見られることなどから、管理職員に対して勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、平日における支給対象時間を午後10時から午前5時までに拡大しつつ、一定の勤務については5割増しとするものです。

本年4月1日からの支給となります。

第3条及び第4条については、特定任期付職員に関する改正ですが、先程の説明のとおりでございます。

なお、特定任期付職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、高度の専門的な知識、経験または優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要となる業務のために任期を定めて採用する職員のことですが、本町での採用実績はございません。

そして、第5条は、暫定再任用職員についても住居手当の支給が出来ることを規定するものですが、暫定再任用職員とは、定年が65歳となるまでの間、引上げ期間中の定年年齢から65歳年度末までの期間、雇用と年金の連携を図ることを目的として、定年退職した職員を再任用職員として採用することが出来る制度で、令和13年度末までの制度となります。ちなみに生年月日が昭和42年4月1日までの職員が対象です。

なお、会計年度任用職員についても地域手当と通勤手当が適用されます。

以上になりますが、このように人事院では、人材確保に向けた抜本的な改革を行うということで、初任給の大幅引上げ、地域手当を都道府県単位へと広域化するなどの手当の改正、支給実施について勧告しております。近年、人材確保競争が激しくなる中で、人材確保の公平性の観点などを考慮したものとなります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第6号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告及び令和6年千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、期末手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様の改正を行おうとするものです。

内容としましては、期末手当の率を年間0.10月分引き上げるものです。

第1条につきましては、本年度の期末手当の率の引上げを行うもので、12月の期末手当において当該手当の率を0.10月分引き上げるものです。

第2条につきましては、来年度の期末手当の率に係るもので、6月期及び12月期の支給割合を均等にし、期末手当の率をそれぞれ2.30月とするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

説明が終わりましたので、最初に、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） 第1条なんですが、人材確保ということで改定があったという話ですけども、これって長い方はなしという改定でしょうか。職歴の浅い方というか、そういった方のみということでしょうか。すみません、難解なものでなかなか理解が出来ませんで。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 若年層に重点を置いての改正ということでなっておりますけれども、先程も少し触れましたけれども、どの位の改定率かということで、1級、入ったばかりの人ですよ、1級主事補というやつですけども、こちらで平均で9.6%、2級主事ですね、これが7.1%、3級副主査が3.4%、4級は主査補で1.3%、5級、6級、これは主査と副課長で1.1%、7級課長職、これが1.2%といったような改定率となっております。あと、地域手当については、給与に応じてのパーセントということでございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） なかなかに厳しい上げ幅のような気もいたしますが、これによって本当に人材確保となるのでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 厳しいご指摘でございますけれども、我が町だけでこれをしないということになると、採用のとき、あるいは今採用している職員もそうですけれども、人情として給与の高いところ、こちらのほうにお勤めするという傾向になろうかと思しますので、その辺は、ほかのところとの均衡を保ちながら給与改定をさせていただいたというところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） 均衡を保ちながらというのはよく分かるんですけども、均衡を保ちながら、我が町の特色を出していけないのかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） おっしゃるとおりでございます。頑張っていきたいと思えます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ほかに。

市原重光議員。

○10番（市原重光君） 声が出にくいので失礼いたします。

先程課長のほうから、久しぶりの地域手当、これ今まで我が町は、皆さん方該当しなかったと。調整手当ですかね。隣の茂原市へ行くと、ちょっとやめたこともあったんだけど、やはり時の流れの中で地域手当として支給されていたと。先程田邊議員さんがおっしゃったように、支給することはいいですよ。特に若年層、上げてやれば、やっぱり一生懸命頑張るのかなという気がします。気がするだけじゃいけないので、これが4月1日からですから、そういう該当する職員さんたちは特に、きつい言葉になりますけれども、まずは頑張ってもらおうということをお願いをしたいというふうに思います。

それで、久しぶりに地域手当を支給することになったと。私、感動しました。人事院のことにしても、これらはやっているところとやっていないところ、これはあっちゃいけないんですよ。やっぱり都市部のほうが高いですよ。前からそうだから。田舎に来れば来るほど手当が安いと、そういう傾向にあったわけですから、久しぶりにいい話をしてもらったので、私は大歓迎です。是非皆さん方にも頑張ってもらいたい。それをお願いして私の質疑いたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

職員のやる気につながるように、しっかりと職員がやる気をもっと奮い立たせることが出来るように、そこら辺の意見もしっかり伝えたいと思います。ありがとうございます。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ありませんか。

小川清隆議員。

○5番（小川清隆君） それでは、1点ほど伺いたいんですけれども、来年度予算でも出てくると思うんですけれども、今回のこの条例改正、こういうものを行ったことによる人件費、こういうものがどの位増えるのか。町としてはそれは計算してあると思うので、分かる範囲で結構ですので教えてください。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 予算のことなんですけれども、答えられる範囲ということでございますけれども、前年度と比べますと、新年度ですね、今年度全部の人件費、こちらが今年度の当初予算で9億4,552万4,000円だったのに対しまして、1億2,326万4,000円、11.5%アップの10億6,878万8,000円ということになりました。1億2,000万円ほど前年度の当初予算より上がっているということでございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、次に、議案第6号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑のある方はどうぞ。

小川清隆議員。

○5番（小川清隆君） 先程質問したんですけれども、これも同じように予算的にはどの位の差があるというか、何%アップなんでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 特別職のほうについては、期末手当の率だけでございますので、0.1月分の引上げでございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

最初に、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第7、発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊原邦雄議員。

○7番（伊原邦雄君） 発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

人事院及び千葉県人事委員会の勧告に準じ、特別職及び一般職の期末手当等が引き上げられることを受けまして、議案第5号と同様に、睦沢町議会議員の期末手当の率を0.1月分引き上げるものです。

第1条については、本年度に係るもので、12月の期末手当において期末手当の率を0.1月分引き上げるものです。

第2条については、来年度に係るもので、6月期及び12月期の支給割合を均等にし、期末手当の率を2.30月とするものです。

よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第 1 号 陸沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立多数です。

したがって、発議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第 8、議案第 11 号 令和 6 年度陸沢町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） 議案第 11 号 令和 6 年度陸沢町一般会計補正予算（第 7 号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、6 億 732 万 8,000 円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 45 億 6,204 万 8,000 円とするものです。

初めに、歳出からご説明いたします。

全体といたしましては、給与改定により人件費を加減するとともに、各事業とも年度末に向けての実績見込み、あるいは精算に伴い加減いたしました。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加配分が決定したことに伴い、エネルギーや肥料等の物価高騰に対する支援事業を追加しました。

主な内容について申し上げます。

2 款 1 項 5 目財産管理費では、新規採用職員等が使用する事務机やロッカー、ノート型パソコンを追加購入するための経費を増額しました。

積立金の増額は、中学校校舎建設のための教育施設整備基金への積立てと財政調整積立基金への積立てが主なものです。また、ふるさと創生基金は、ふるさと納税寄附金分について、より寄附の目的に応じた活用を図るため、各種特定目的基金への積替えを行います。

1 項 6 目企画費では、むつざわふるさと応援隊補助金は、申請がなかったため皆減しました。

3 款 1 項 1 目社会福祉費及び 2 項 2 目児童措置費では、低所得者支援として、令和 6 年度住民税非課税世帯へ 1 世帯当たり物価高騰支援給付金 3 万円を、18 歳以下の子ども 1 人当たり 2 万円を追加で給付するための経費を追加しました。扶助費は、利用者の増加により不足する福祉タクシー助成金を増額しました。

1 項 3 目障害者福祉費では、障害者相談支援事業が消費税の課税対象であることが国から示されたため、委託料の増額と過年度（過去 5 年分）の消費税額分の負担金を追加しました。また、サービス利用者が増えたことから、扶助費について増額しました。

2 項 1 目児童福祉総務費では、対象者が増えたことにより管外保育委託料の増額と、妊婦支援給付金に係る福祉システム改修委託料を追加しました。

4 款 1 項 2 目予防費では、令和 5 年度の新型コロナウイルスワクチン接種の実績により国庫支出金の償還金を追加しました。

5 款 1 項 3 目農業振興費では、物価高の影響緩和のために、農業者向けエネルギー価格高騰緊急対策支援金と肥料等価格高騰対策支援金を追加しました。また、エネルギーや食料品の物価高騰により影響を受けている子育て世帯の支援のために、むつざわ米・地域の恵みを中学生以下のお子さんに支給する、お米でハッピース米尔応援事業の経費を追加しました。子育て支援の生活支援はもとより、農業振興にも寄与する効果が期待されます。

4 目農地費では、たい肥の散布面積を拡大したため、環境保全型農業直接支払補助金を増額しました。

6 款 1 項 1 目商工業振興費では、商工業者向けエネルギー価格高騰緊急対策支援金を追加しました。

7 款 1 項 2 目地籍調査費では、補助金の交付決定額が要望額に満たなかったことから、事業費の減額を行いました。

2 項 2 目橋梁維持費では、仲町橋架け替え工事に係る予備設計を千葉県が行うこととなったため、調査・設計委託料を減額しました。

次に、歳入について主な内容を申し上げます。

2 款地方譲与税から 13 款交通安全対策特別交付金及び 16 款国庫支出金、17 款県支出金については、実績見込みにより加減しました。

19 款寄附金では、一般寄附金及びふるさと納税において、それぞれ大口の寄附があったた

め増額いたしました。なお、ふるさと納税の大口寄附者の公表は、本人の希望により控えさせていただきます。また、企業版ふるさと納税についても、4社からの寄附金を追加しました。

20款繰入金は、普通交付税が当初見込みより増額となったことから、財政調整積立基金繰入金を減額いたしました。また、各保険事業特別会計繰入金は、実績見込み等から増額いたしました。

以上が今回の補正に係る概要でありますけれども、第3表の繰越明許費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で実施する各種事業（物価高騰支援給付金、エネルギー価格高騰緊急対策支援金、肥料等価格高騰対策支援金、お米でハッピーズ米ル応援事業）を、道路メンテナンス事業（橋梁維持事業）では榎戸橋の橋梁修繕工事を、交通安全対策事業では上市場関戸線の道路改良工事について、年度内の事業完了が難しいことから繰越明許費を設定いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） では、まず20ページのたい肥売払収入102万円、これは値上げによりこの金額になったのか、それとも増産出来て売れるものが多くなってそうなったのか、お聞かせください。

あと、27ページのむつざわふるさと応援隊ですか、申請なしだったということで、応援したいという方がなかなかいなくなってきたのでしょうか。これからどうしていくかということも考えていかなきゃいけないのかなと思うんですけれども、何かお考えがあれば教えてください。

あと、40ページのお米でハッピーズ米ル応援ですか、これはいつ実施するんでしょう。今、補正で来ていますけれども、今どこにもないような気がするんですよ、出せるお米は陸沢の中で。これはいつやるのか、ちょっとお聞かせください。

あと、42ページの調査・設計を県がしてくださるということで、大変ありがたいお話なんですけれども、どういった経緯でそうなったのか、ちょっと気になりますので、よろしくお

願いたします。

○議長（麻生安夫君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 私のほうからは、まず20ページの生産物売払収入の増額からご説明させていただきます。

これについては、かずさ有機センターの製造したたい肥を水田にまくものになるんですけれども、環境保全型直接支払交付金の事業になりまして、当初は50ヘクタール分しか見ておりませんでした。しかし、昨年度のストック分や本町と一宮町以外の町外への販売をやめたことで、昨年と同様の70ヘクタール分をうまく確保が出来ましたので、その分についての収入が増えたということになります。

続きまして、40ページのお米でハッピーズ米ル応援事業補助金につきましては、こちらは先程説明があったとおり、国から昨年末にエネルギーや食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対してきめ細やかに支援を行うものとの名目で臨時交付金の配分がありました。

町では、エネルギーや食料品価格の物価高騰により強く影響を受けている子育て世帯の生活支援をするとともに、昨年ネーミングされたむつざわ米の地域の恵みを広く普及させ、農業振興に寄与するために本事業を考えております。ですので、本事業は、実施の時期につきましては令和7年産米で考えておりまして、この事業は繰越しさせていただき、7年産米でお願いしたいと思います。

最後に、もう1点目の42ページの調査・設計の減額なんですけれども、仲町橋の予備設計分について、予備設計と測量分を確保して予算計上させてもらったんですけれども、県との協議によりまして、予備設計については県が実施する、測量については町が実施するということで、金額的にも測量のほうが随分安くやれましたので、予備設計については県が今年度実施しているということで、来年度につきましては負担協定を結びまして、今回予備設計、測量をやった結果に基づいて負担協定を結びまして、負担の案分はするんですけれども、今年度については、予備設計は県がやったということで減額になっております。事業が遅れているとかということではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） 27ページの下段、企画費の18節、むつざわふるさと応援隊補助金の減額ということでございますけれども、こちらについては、例年、千葉工業大学のほうでこの事業を実施しておりまして、今年度についてはその応募がなかったということから

の減額ということでございます。

恐らくという話になってしまいますけれども、本町出身の生徒さんが小字などを調査していただいていたわけでございますけれども、そこら辺が卒業等によってなくなったことからかと思われますけれども、今回は応募がなかったということでございます。

来年度からにつきましては、いったんこの事業、要綱自体は廃止しませんけれども、中止させていただいて、よりもっと効果の上がるようなご提案があればそちらのほうで検討していきたいと、いったんは休止させていただきたいと思っております。

以上でございます。

すみません、本町出身ではございませんでしたので、訂正させていただきます。小字の調査をされていた方がなくなったということでございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ありませんか。

島貫議員。

○4番（島貫 孝君） 48ページの一番上のところ、小学校費ですね、校庭遊具等改修工事費マイナスになっているんですけれども、全ての遊具等改修が終わったという認識でよろしいでしょうか。何かもう不具合は残っていない。

○議長（麻生安夫君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） こちらの修繕工事につきましては、登り棒の修繕工事で、指名競争入札を行ったところ、うちのほうの予定していた価格より大分安く落札することが出来まして、その減額分を今回落とさせていただいたということでございます。

ご質問にあります全ての遊具の修繕ということですが、今、大体8割強ぐらいは、小学校にある遊具に関しては、寄附を受けたりですとか、直したりですとかで整備が終わっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ありませんか。

松島議員。

○3番（松島和子君） 41ページのところで、エネルギー価格高騰緊急対策支援金というのが商工業振興費のところについていますけれども、今回は福祉施設とか、そういうところの分はどこにエネルギー対策はついているんでしょうか。今回は福祉施設等にはつかなかったんでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 41ページのエネルギー価格高騰緊急対策支援金事業につきましては、令和6年度も行った事業の同じ内容になりまして、福祉施設者にも該当になれば対象とさせていただいておりますので、同じようにやらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 令和6年度睦沢町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第9、議案第12号 令和6年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 議案第12号 令和6年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、補正額5,504万5,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9億6,058万4,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

1 款総務費は、給与改定による人件費を増額いたしました。

2 款保険給付費は、医療費の減少に伴い療養諸費を実績見込みにより減額いたしました。

7 款諸支出金は、令和5年度の精算による一般会計繰出金を追加いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

4 款県支出金は、保険給付費の減により普通交付金を減額しました。

6 款繰入金は、一般会計繰入金は実績見込みにより加減いたしました。なお、赤字補填のための法定外繰入金については、入院の医療費が減少傾向となり、1人当たりの県への納付金が抑制される見込みとなることから減額いたしました。

7 款繰越金は、令和5年度からの繰越金を追加いたしました。

8 款諸収入は、延滞金の実績見込みにより追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

松島議員。

○3番（松島和子君） 県補助金が随分減ったということで、要因は何だと考えられますか。

よろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） それでは、松島議員のご質問にお答えします。

6ページの歳入のところの4款県支出金でございますけれども、このうち普通交付金につきましては、歳出で保険給付費が減ったことによるものです。この保険給付費というのが、病院や歯医者、また薬局にかかった際の保険給付費分で療養諸費になります。そのほか、高額療養費についても入院が減ったことから減額させておりますので、それに伴い普通交付金のほうが減となっております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 令和6年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第10、議案第13号 令和6年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議題の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 議案第13号 令和6年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、補正額419万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億5,912万2,000円とするものです。

主要内容について、歳出からご説明いたします。

1 款総務費は、給与改定による人件費を増額いたしました。

2 款保険給付費は、居宅サービス、施設サービス等の動向により給付状況を勘案し組替えいたしました。

3 款地域支援事業費は、実績見込みから減額いたしました。

4 款基金積立金は、令和 5 年度から繰越金の一部を介護保険給付費準備基金に積立てをいたしました。

5 款諸支出金は、令和 5 年度の精算による一般会計繰出金を追加いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

3 款国庫支出金から 5 款県支出金及び 8 款 1 項一般会計繰入金は、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みにより、それぞれの負担割合に応じ加減いたしました。

8 款繰入金は、歳出の実績見込みから加減いたしました。

9 款繰越金は、令和 5 年度からの繰越金を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

松島議員。

○3 番（松島和子君） 地域支援事業費が大変減っているように思うんですけれども、ちゃんとサービスは行き届いているのでしょうか。実績からということでしたけれども、どういうことで減ったのでしょうか。教えてください。

○議長（麻生安夫君） 秦福祉課長。

○福祉課長（秦 悦子君） 松島議員のご質問にお答えさせていただきます。

地域支援事業費なんですけれども、その中に生活支援コーディネーターの委託料のほうが含まれます。生活支援コーディネーターのほうなんですけれども、当初 2 名体制で行っておりましたけれども、1 名が 11 月から産休のほうに入りました。その分を減額とさせていただいておりますので、大きく減額となりました。

低下しているんじゃないかということなんですけれども、生活支援コーディネーターのほう、ベテランの S C、コーディネーターさんおりますので、地域の方々の支援員の協力を得ながら事業のほうを実施していくような形で、サービスの低下にならないように努めていくようにということで、コーディネーターのほうからは言っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 令和6年度睦沢町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(麻生安夫君) 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生安夫君) 日程第11、議案第14号 令和6年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

職員に議題の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(麻生安夫君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小高健康保険課長。

○健康保険課長(小高俊一君) 議案第14号 令和6年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、補正額187万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1億3,674万1,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

1 款総務費は、給与改定による人件費を増額いたしました。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料及び保険基盤安定負担金の実績見込みにより追加いたしました。

3 款保健事業費は、人間ドックの利用者増により追加いたしました。

4 款諸支出金は、保険料還付金及び令和5年度の精算による一般会計繰出金を追加いたし

ました。

次に、歳入についてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料及び 2 款繰入金は、実績見込みにより加減いたしました。

3 款繰越金は、令和 5 年度からの繰越金を追加いたしました。

4 款諸収入は、保険料還付金を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

松島議員。

○3 番（松島和子君） 勉強不足で分からないところがあるので教えていただきたいんですけども、特別徴収保険料、普通徴収保険料、この違いを教えていただきたいということと、あと繰入金のところで保険基盤安定繰入金が減っているというのは、どういう原因なのでしょうか。教えてください。

○議長（麻生安夫君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） それでは、松島議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、6 ページの歳入のところで、1 款後期高齢者医療保険料でございすけれども、1 目の特別徴収保険料につきましては、年金からの特別徴収ということで特別徴収保険料になります。2 目の普通徴収保険料につきましては、納付書による納付または口座振替による納付が普通徴収の保険料となります。

今回、特別徴収保険料が減となって普通徴収保険料が増となっています。この要因といたしましては、新規に75歳到達された方が本年度見込みで163名いますけれども、この方については、最初は普通徴収となることから普通徴収保険料のほうを増額させていただきました。なお、新たに75歳到達する方は、所得もあることから保険料が増えているような状態でございます。

それに伴いまして、質問のありました 2 款繰入金のうち、1 項 2 目保険基盤安定繰入金ですけれども、こちら保険料の低所得者に対して国・県・町が補填する部分でございまして、予算では1,116人見ていたところ、実績が1,081人とマイナス35人となったことから、低所得者が見込みより少なくなったということで、こちら減額のほうを補正させていただきました。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 令和6年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第12、議案第15号 令和6年度睦沢町下水道事業会計補正予算
（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 議案第15号 令和6年度睦沢町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、令和6年度事業の実績見込み、給与改定等による人件費の補正、令和5年度決算に伴う固定資産の確定並びに予算科目の仕訳を精査し、更正処理するものです。

補正内容につきまして、4ページからの実施計画書にて、主な内容についてご説明いたします。

初めに、経営活動に伴って生じる収益と費用を表す収益的収入及び支出（3条予算）の収入になります。

1 款事業収益のうち、2 項営業外収益、5 目長期前受金戻入では、令和 5 年度の事業内容確定及び過年度分の計上漏れがあったため1,794万5,000円を増額いたしました。それに伴い、3 目他会計補助金を1,234万9,000円減額し、資本的収支（4 条予算）の収入に振り替えました。

次に、5 ページの支出について、1 款事業費用のうち、1 項営業費用、3 目処理場費では、電気料金の引上げに伴い、不足となった光熱水費を増額いたしました。

6 目総係費では、職員の給与改定により増額はあったものの、公営企業会計処理支援業務は財源が企業債となるため、資本的収支（4 条予算）の支出に振り替えたため、合計では減額となりました。

7 目減価償却費では、令和 5 年度の決算により取得した資産の減価償却分が確定したことによる増額です。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費は、令和 5 年度起債利子の利率が見込みより微増であったため、不足分を増額しました。

2 目消費税及び地方消費税は、前年度分に当たる消費税分を 3 項特別損失へ振り替えました。

また、3 項 4 目その他特別損失は、職員 1 名分の賞与のうち、前年度において負担すべき 4 か月分に当たる賞与引当金相当額を追加で計上いたしました。

次に、6 ページ、施設の新設・改築など建設改良のための費用や企業債償還などの支出とその財源となる収入を表す資本的収入及び支出（4 条予算）の収入についてご説明いたします。

1 款資本的収入のうち、1 項企業債、4 項国庫補助金、5 項県補助金、6 項工事負担金は、浄化槽の新規設置基数を15基で計上しておりましたが、5 基にとどまったことから、実績に合わせそれぞれ減額しました。

2 項他会計出資金にある一般会計からの繰入予算は、適切な次の 3 項他会計補助金に振り替えました。また、3 項他会計補助金には、先程説明した 3 条予算に計上してあった一般会計からの繰入金分も併せて振り替え、計上いたしました。

次に、7 ページの支出について、1 款資本的支出のうち、1 項建設改良費、2 目浄化槽建設改良費は、新規合併浄化槽設置工事の実績に伴い減額しました。

3 項固定資産購入費、2 目無形固定資産購入費は、公営企業会計処理支援業務の内容を精査し、適切な 4 条予算に振り替えました。

以上、下水道事業会計補正予算（第１号）の説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号 令和６年度睦沢町下水道事業会計補正予算（第１号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

（「休憩」の声あり）

○議長（麻生安夫君） それでは、３時10分まで休憩いたします。

（午後 ２時５５分）

○議長（麻生安夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ３時１０分）

◎議案第１６号～議案第２０号の一括上程、説明

○議長（麻生安夫君） 日程第13、議案第16号 令和７年度睦沢町一般会計予算から日程第17、議案第20号 令和７年度睦沢町下水道事業会計予算までの５議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 令和7年度睦沢町一般会計及び3特別会計並びに下水道事業会計予算の提案理由を申し上げます。

令和7年度当初予算は、町長として2期目を迎えた最初の予算編成となります。町民の皆様とお約束した公約の実現はもとより、議会からの指摘要望事項などを踏まえ、1期目から進めて参りました各施策の継続、そしてさらなる発展に向けた新たな取組を進めるとともに、10年、20年後の本町の明るく素晴らしい未来に向けて、国際社会の共通目標でありますSDGsや、町民やそれに関わる全ての人々のウェルビーイングを念頭に、学校建設の資金の目処もある程度確保出来たことから、枠配分方式の予算編成から優先度に応じ予算を配分する方式といたしました。

さて、昨年は1月1日に能登半島地震が発生し、8月には初めて発表された南海トラフ地震臨時情報が発出されました。本町においては幸いにして大きな災害はなかったところではありますが、災害はいつ起こるか分かりません。住民の災害に対する意識が高まっている今こそ、本町の防災強化を図るときであると考えます。

2期目の公約でも掲げておりますが、自主防災組織の機能を強化することが喫緊の課題となっております。特に、自分で避難することが出来ない避難行動要支援者については、昨年から個別避難計画を作成しているところですが、地区により進捗にも差が出ております。

12月議会でも説明させていただきましたが、令和7年度から総務課に消防防災室を設置し、自主防災組織のさらなる機能強化や町の防災体制の強化を図って参ります。

その他、学校建設については、昨年9月の補正予算でまず測量からスタートしたところではありますが、令和7年度ではより具体的な基本計画の策定等を進めて参ります。

人件費や原材料の高騰により物価高が進んでおり、厳しい財政事情となっておりますが、町の目指す将来像、「今も未来も「いろんな笑顔であふれるまち」むつざわ」実現のため、立ち止まることなく進んで参ります。

初めに、決算審査における指摘要望事項への対応について申し上げます。

1点目の「町の税収は微増となったものの、不納欠損の要因として所有実態等の調査により整理すべき項目もある。税については徴収事務の工夫もあり新たな滞納者は抑えられているが、町民負担の公平性、公正性の観点から適正な事務処理に努められたい。また、ふるさ

と納税等自主財源の確保については、より一層の創意工夫に取り組まれない」への対応として、徴収事務においては、新規滞納者の発生防止の観点から、初期末納者に対し、早期の文書催告等で自主納付を促すとともに、口座振替を勧めていきます。

また、滞納者に対しては、財産調査により生活状況を把握し、納税相談を通じて自主納付の習慣化に努めます。軽自動車税の滞納者には、廃車手続の失念による滞納の可能性に鑑み、注意を促す文書を同封する対応を取って参ります。

ふるさと納税等の自主財源の確保といたしましては、ふるさと納税は、引き続き返礼品の掘り起こしに努めることとし、新たな返礼品についても登録の支援を行うとともに、効果的なPRにより寄附額の増加を図っていきます。その他の自主財源のうち、使用料や手数料については、物価高騰の影響や受益者負担のバランスを考慮して、時期を見て検討して参ります。

2点目の「道の駅は新たな運営形態となり5年経過したが、来場者数の減少と、当初の期待される睦沢町・町民への役割との齟齬が見受けられる。この事業は長期にわたるものであることから、管理運営において、より一層の改善と町発展の核としての役割を重く受け止め、町としても睦沢町の将来を見据えた中で、運営に係る協議、指導に当たられたい」への対応といたしまして、これまでも定期的に会議を行い、指定管理者と意見を交換して参りました。今後も会議等の中で、特に町民利用者の増につながる方策等を模索していくとともに、町民の皆さんの意見や町の考えなどをしっかりと伝えて参ります。

3点目の「保育士不足は全国的な問題である。町として保育士確保のための奨学資金貸付制度等の検討や周知を図り、さらなる現場環境の改善と働き方改革を進め、人材不足の解消に努められたい」への対応として、不足する保育教諭を補うため、委託による派遣について進めて参ります。また、新たに登降園管理システムを導入することで、保育教諭の業務負担軽減を図って参ります。

4点目であります。「国民健康保険特別会計は、一般会計から法定外繰入れがあり、大変厳しい会計運営となっている。本会計は、国保税、国県支出金、法定内の繰入金で運営されることとなっている。町として保険会計の公平性を遵守し、国民健康保険特別会計の財政基盤を守る努力をされたい」については、依然として国民健康保険特別会計は、ご指摘のとおり厳しい状況となっております。しかしながら、1人当たりの医療費は減少していることから、繰入額は減少していく見込みとなっております。健康診断等の実施等により、引き続き医療費抑制を図って参ります。

続きまして、予算編成に当たって町の財政状況を申し上げます。

財政の健全化を示す健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回り、健全財政を堅持しております。しかし、歳入においては、賃上げ効果による増収分も生産年齢人口の減少により打ち消されること、また、歳出においては、各施設の老朽化への対応や学校建設のための経費の増、また社会保障関係経費や人件費、物価高騰による物件費の増も見込まれることから、依然として厳しい財政状況が続くものと考えられております。

以上のことを踏まえ、令和7年度予算編成は、ウエルビーイングを合い言葉に、町民とそれに関わる町職員も含めた全ての人のいろいろな笑顔であふれるまち実現のため、先程申し上げましたが、今までの枠配分方式から必要な事業に必要な予算を配分する方式といたしました。

最初に、議案第16号 令和7年度睦沢町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算の総額は、前年度と比較して4億3,900万円増額の41億4,300万円で、前年度比11.85%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款町税では、令和6年度では定額減税分の減収があったため、その分の増額を見込み、個人町民税は増額といたしました。

固定資産税では、土地については地籍調査の影響により微増を見込んでいるものの、償却資産の減価償却による減額のほうが大きいことから減額を見込みました。

その他の税目ではほぼ横ばいとなりますが、微増と見込み、町税全体では前年度比2.54%増の7億2,670万1,000円を計上いたしました。

2款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金までは、前年度の決算見込み及び国・県からの情報を基にそれぞれ計上いたしました。そのうち11款地方特例交付金については、町民税の定額減税分が減額となることから大幅な減額となっております。

14款分担金及び負担金は、老人福祉費負担金と農業費負担金の減により微減、15款使用料及び手数料については、こども園使用料の減少により200万円余の減となっております。

16款国庫支出金の増額は、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金の道路維持費補助金の増によるものと、3項国庫委託金、1目総務費委託金の参議院議員選挙委託金の増が主なものであります。

17款県支出金の増額は、農業費補助金の有害鳥獣被害対策調整交付金と土木費補助金の地籍調査補助金の増によるものであります。

18款財産収入の増額は、財産の運用による利子及び配当金の増額によるものです。

19款寄附金は、ふるさと納税をこれまでの実績から寄附金額の減額を見込みました。

20款繰入金は、不足する財源を財政調整積立基金により充当いたしました。

22款諸収入の増額は、水道事業本復旧工事負担金の増によるものです。

23款町債の減額は、臨時財政対策債の皆減によるものです。

次に、歳出については、決算における指摘要望事項への対応項目以外についてご説明させていただきます。

第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策分野、主要施策の実現に向けて予算計上いたしました。

1点目の健康、暮らしや交流が健康につながるまちづくりでは、昨年4月に供用開始したみどりの広場は、子ども連れのご家族を中心に多くの方が利用されておりますが、雨や日差しを避けるところがないという声が多かったことから、あずまやを整備し、より快適に過ごせるようにいたします。

また、健やかな暮らしの支援として、各種健診事業を通して健康の保持・増進、病気の早期発見・治療につなげます。

また、感染症予防では、本年度から新たに带状疱疹ワクチンの定期予防接種が導入されるとともに、町独自の任意予防接種も追加し、65歳以上の全ての方を対象に予防接種を実施して参ります。

その他、健康課題改善の取組の一環として、新たにナトリウムとカリウムの比率を測定し、ナトカリマップを使用した減塩教室を実施して町民の健康づくりを推進します。

2点目の子育て・教育、健康な成長の循環を生み出すまちぐるみでの子育て・教育の推進は、よりよい教育環境を整備するため、睦沢中学校建設基本計画の策定や地籍調査等を実施するほか、こども園、小・中学校で必要な修繕や備品等の購入を進めて参ります。

小学校では、スクールバスの安全な運行のため、狭い道にも対応出来るようマイクロバス1台を購入し、車格の大きい現在のスクールバス3号車は公民館バスへと変更いたします。

こども園では、登降園管理のシステムを導入し、子どもの安全に資するほか、保育教諭の負担軽減も図って参ります。

また、小・中学校にデジタル教材として導入したスマイルネクストについては、教材費として保護者から月額100円を徴収しておりましたが、来年度は月額100円の負担をゼロとし、保護者の経済的負担の軽減を図って参ります。

3点目のしごと、まちのポテンシャルを活かした多様な働き方・まちとの関わり方の創出では、広報むつざわやホームページ、SNS等の活用により、引き続き関係人口の創出を図って参ります。

むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷を拠点とした産業の活性化、多様な仕事、働き方を創出するため、引き続き担い手農家や新規就農者、地場産品の開発・改良を行う団体への支援を実施いたします。

有害鳥獣対策では、鳥獣被害の軽減を図るため予算を増額し、金網柵等を設置し、農産物への被害縮小を図ります。

また、企業誘致を促進するための町有地等の活用などを含めたサウンディング調査を実施し、検討を進めて参ります。

4点目のくらし、町民の豊かな暮らしを支える基盤づくりでは、若者定住施策として川島グリーントウンの半分を分譲しておりますが、残りの半分の分譲も開始し、若年人口増加や地域活性化を図って参ります。

また、上市場関戸線をはじめとする道路改良工事を進めるとともに、道路維持工事や橋梁の点検、補修、架け替えについても進め、町民の安全・安心な生活環境の整備を図ります。

災害対策、特に自主防災組織の育成は喫緊の課題であることから、自主防災組織への支援として、総合交付金の増額や資機材の整備や自主防災組織の避難所の改修に係る経費への補助金を新たに創設をいたします。

また、親子防災キャンプ事業に対する支援も引き続き実施するとともに、防災士の資格取得に対する補助金を継続し、地域防災力の向上に努めて参ります。

高齢者や障害者などのいわゆる交通弱者の移動手段としての福祉タクシーは、1回当たりの利用上限額を3,000円に引き上げることでより使い勝手のよいものとし、移動手段や外出機会の確保を図ります。

その他、中学校建設基本計画策定業務は、基本計画の策定からアドバイザー業務として中学校建設工事に係る入札執行までの2か年にわたる契約となるため、継続費を設定いたしました。

以上、一般会計予算の概要についてご説明申し上げました。

続きまして、議案第17号 令和7年度睦沢町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、長期的な安定運営を確保していくため、県が財政運営の責任主体と

して国保運営の中心的な役割を担うことにより、町と共同で運営をしています。被保険者の健康保持増進として、国民健康保険制度の使命とその性格に鑑み、これまでの実績を基に医療給付費から事業費納付金を推計し、これを賄う保険税を公平かつ適正に賦課徴収するものであります。

本町では、75歳到達による後期高齢者医療への移行や社会保険拡充により被保険者数が年々減少しております。令和7年度の予算編成では、県が示す本町の標準税率が現行の保険税率程度となったことから、税率を据え置き、一般会計からの法定外繰入りを削減した予算編成といたしました。

町民一人一人が健康であることが医療費の引下げにつながることから、特定健康診査等の保健事業の実施と併せて、被保険者の健康づくりへの意識高揚に努めるとともに、安定した財政運営に向けて一層の努力をして参ります。

それでは、歳入歳出についてご説明をいたします。

本予算の総額は、前年度と比較して6,037万1,000円減額の9億5,369万6,000円で、前年度比5.95%の減となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税は、被保険者の減により、前年度比8.09%減の1億5,837万2,000円を計上いたしました。

4款県支出金は、保険給付費及び保健事業費に充当され、同じく被保険者数の減に伴い、減額いたしました。

6款繰入金は、国保会計の安定した運営のため、一般会計からの人件費及び事務費のほか、低所得者、未就学児に係る保険税軽減分の法定内繰入りを計上いたしました。なお、令和7年度は赤字補填のため、法定外繰入金として1,000万円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費は、国民健康保険事業の運営に係る経費として、人件費、徴収費、運営協議会費等を計上いたしました。

2款保険給付費は、療養諸費、療養費に係る過去2年間の医療費の伸び率と被保険者数の推移を見込みにより減額いたしました。

3款国民健康保険事業費納付金は、県全体の保険給付費を市町村ごとの被保険者数及び所得水準、医療費水準を基に県が算定した額を納付するものであり、被保険者数が減によるものと県の事業費納付金の統一に向けて、令和6年度までは医療費指数の反映係数が1.0とな

っておりましたが、令和7年度においては0.8となったことで減額をいたしました。

4款保健事業費は、特定健康診査の受診率向上対策として、国民健康保険団体連合会と連携して受診勧奨事業を引き続き実施するとともに、保険者が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ります。また、各種健康教室では、生活習慣病予防を踏まえた事業の充実を図り、健康保持と疾病の早期発見、早期治療を目指して医療給付の適正化を図って参ります。

以上、国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第18号 令和7年度睦沢町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

介護保険制度は、市町村が運営主体となり、要支援あるいは要介護状態になっても必要なサービスを総合的かつ一体的に提供することにより、自立した日常生活を必要とする高齢者やその家族を支える制度として定着しています。また、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けていくことが出来るよう、地域支援事業を充実させて参ります。

それでは、歳入歳出についてご説明申し上げます。

本予算の総額は、前年度と比較して134万5,000円減額の8億3,185万1,000円で、前年度比0.16%の減となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款保険料は、現年度分と滞納繰越分を合わせて対前年度379万6,000円減額の1億5,889万1,000円を計上いたしました。主な要因については、第1号被保険者（65歳以上）の減によるもので、不足する財源は基金を充当いたしました。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金は、介護給付費及び地域支援事業の負担割合に基づき計上いたしました。

8款繰入金は、介護給付費及び地域支援事業費の負担割合に基づいた町負担分を見込み、低所得者の保険料軽減分と人件費及び事務費分を計上いたしました。また、介護給付費準備基金繰入金については、前年度より増額で計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費は、介護保険事業の運営に係る経費として、人件費、徴収費、認定調査費等を計上し、第10期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査・在宅介護実態調査を実施するため、増額で計上いたしました。

2款保険給付費は、要支援、要介護認定者数の推移及び居宅サービス、施設サービス等の動向による給付状況を勘案して増額で計上いたしました。

3款地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業において、ミニデイサービスと3Cプログラムを通所型サービスとして提供しておりますが、令和7年度においても、引き続きケアプランの作成を通じてきめ細やかなサービスを提供して参ります。包括的支援事業では、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの運営経費等を計上いたしました。

高齢化が進む現在、保健事業と介護予防の一体的実施事業と併せて、地域の中で居場所や役割を持ちながら、高齢者が可能な限り自立した生活が営めるよう取り組んで参ります。

以上、介護保険特別会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

続きまして、議案第19号 令和7年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者がその負担能力に応じて公平に負担し、医療の給付等に資することを目的として、千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の制定や医療費の支払い等、公平な賦課が行われ、高齢者医療を社会全体で支える仕組みであります。

少子高齢化の進展や高度医療の普及、団塊の世代が75歳到達により、医療費の増大とともに現役世代の負担増が見込まれています。保険料率は後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直しがされ、広域連合で見込んだ保険料による予算編成といたしました。

それでは、歳入歳出についてご説明させていただきます。

本予算の総額は、前年度と比較して40万4,000円増額の1億3,495万円で、前年度比0.05%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、千葉県後期高齢者医療広域連合から示された額を見込み、被保険者数の推移から、保険料全体で前年度比1.37%増の9,903万7,000円を計上いたしました。

2款繰入金は、人件費及び保健事業等の事務費分と保険料軽減補填分の保険基盤安定に係る繰入金を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、後期高齢者医療事業の運営に係る経費として、人件費及び事務費を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収いたします保険料と保険基盤安定負担金を計上いたしました。なお、保健事業として人間ドック費用の補助については一般

会計に組替えをし、事業を継続して参ります。

後期高齢者の保健事業としては、長年社会に貢献されてきた高齢者の健康づくりのため、健康診査や健康教育と併せて、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業など一体的に取り組んで参ります。

以上、後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

最後に、議案第20号 令和7年度睦沢町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業は、計画的な経営基盤の強化や財政マネジメントの向上をよりの確に行うため、令和6年度より公営企業会計に移行され、運用されております。公営企業会計である下水道事業会計の予算書は、地方公営企業法に基づく記載事項及び様式となっております。その概要についてご説明を申し上げます。

それでは、大変恐縮ですが、予算書の1ページをご覧ください。

第3条に規定している収益的収入の予定額は、久保・北部地区の農業集落排水施設使用料と特定地域生活排水処理事業により設置した合併処理浄化槽の使用料及び一般会計からの補助金を含め、8,040万7,000円を計上いたしました。

収益的支出の予定額は、農業集落排水処理施設や合併処理浄化槽445基分の保守点検、法定点検、汚泥の引き抜き手数料等の維持管理費、職員1名分の給与等、企業債の利息償還を合わせ7,863万円を計上いたしました。

続きまして、第4条に規定している資本的収入につきまして3,472万2,000円を計上いたしました。主なものは、新規合併処理浄化槽の設置基数をこれまでの実績等により見込んだ10基分の受益者負担金及び国・県からの補助金、一般会計からの補助金、企業債等になります。

資本的支出の総額は3,649万9,000円となり、新規合併処理浄化槽10基分の工事費及び企業債の元金償還分等となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額177万7,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額及び利益剰余金で補填をいたします。

今後も、生活環境の改善と公衆衛生の向上に努めるとともに、経営のさらなる健全化を推進して参ります。

以上、令和7年度睦沢町下水道事業会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

令和7年度一般会計及び3特別会計並びに下水道事業会計予算の提案理由とさせていただきます。各事務事業の詳細につきましては、機会をいただければ担当課長等からご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し

上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました議案第16号から議案第20号までの5議案の取扱いについてお諮りいたします。

議案第16号から議案第20号までの5議案は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第20号までの5議案については、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第16号から議案第20号までの5議案に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第20号までの5議案に関する総括質疑等は後日の日程とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（麻生安夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日3月4日火曜日は定刻午前9時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時55分）